



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程（1）：第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで
Author(s)	松本, 彩花
Citation	北大法学論集, 68(6), 63-122
Issue Date	2018-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68629
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol68no6_02.pdf



カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程（一）

—— 第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで ——

松 本 彩 花

序論

目 次

- （一） 先行研究の概観と近年の研究動向
- （二） 本稿の目的とシュミット民主主義論に関する先行研究

第一章

第一節

(三) 本稿の研究視角と全体構成

シュトラスブルク大学時代におけるシュミット思想（一九一〇—一九一九年）

『国家の価値と個人の意義』における国家論

(一) 執筆に至るまでの経緯

(二) 執筆当初の構想

(三) 法哲学的方法論

(四) 国家の課題

(五) 同時代の知識人による反応

第二節

最初期シュミットにおける共同体と個人

(一) 神学的世界像における共同体と個人

(二) 個人主義批判

(三) 近代主観主義批判

第三節

法学方法論をめぐる一九一〇年代におけるシュミットとケルゼン

(一) 初期シュミットにおける神学—法学並行論

(二) 初期ケルゼンにおける神学—法学並行論

(三) 擬制論に対するシュミットの評価

(四) 擬制論に対するケルゼンの評価

第一次世界大戦期に始まるシュミットの独裁研究（一九一五—一九二二年）

シュミットの人民主権論批判（一九二二年）

シュミット民主主義論の変容（一九二三—一九二六年）

シュミット民主主義論の新たな展開とその起源（一九二七年）

『憲法論』におけるシュミット民主主義論の完成（一九二八年）

結び

（以上、本号）

序論

（一）先行研究の概観と近年の研究動向

カール・シュミット（一八八八—一九八五）の政治思想については、すでに半世紀以上にわたる研究の蓄積があり、ドイツ本国を越えて、特に英米や西ヨーロッパ、そして日本において常に関心の対象であり続けてきた。ドイツにおける研究の嚆矢となったものは、シュミット思想を発展段階的に分類し、「カトリック的規範主義」から「決断主義」へ、さらに第三帝国において「具体的秩序思想」へと展開したとする説を提唱して研究史上長らく影響力をもったH. クルパの論稿（一九三七年）⁽¹⁾である。第二次世界大戦後には、シュミットを保守革命派と見做すA. モーラーによる研究⁽²⁾、保守革命派であるE. ユンガーおよびM. ハイデッガーとの思想的親近性を強調し、「友と敵の関係という闘争状況」に立脚した「決断主義者」としてシュミットを描いたC. G. v. クロコウによる研究が続いた⁽³⁾。こうして戦後のシュミット研究において決断主義理論や「友と敵の分極化」という論点に関心が集中していた中、一九六〇年代には、シュミット思想における「正統性 (Legitimität)」概念に着目してその思想的展開を発展史的に再構成したH. ホフマンによる研究が登場した⁽⁴⁾。正統性という法哲学上の根本概念を主題としてシュミット政治思想の意義を再検討したホフマンの研究は、従来支配的であった「時代精神の波に乗る者」ないしは「オポチュニスト」としてのシュミット像を刷新し、シュミットを「二〇世紀の真剣な理論家、危機の著述家へと高めた」と評価されている⁽⁵⁾。

一九八〇年代には、ヴァイマル共和国とその憲法を擁護した理論家としてのシュミット像が打ち出され、「ヴァイマル共和国の墓堀人」としての従来のシュミット評価が再検討された。J. W. ベンダースキーによる研究は、ヴァイマル共和国末期の大統領内閣においてシュミットが果たした政治的行動とその著作の分析を通じて、シュミットが大統領

緊急命令権の行使による共和国防衛を支持する側に立っていたことを指摘し、シュミット研究史上画期をなした。⁽⁶⁾ その結果、反共和国の立場から権威主義的「新国家」への移行を政治目標として憲法改正を目論んだパーペンら保守派とシュミットの政治的立場を同一視する従来の解釈に疑問が投げかけられた。

こうしたベンダースキーの説は近年、ドイツ人歴史学者たちにより公にされたシュミットの日記帳の内容に基づいて再検証され、その正しさが実証された。⁽⁷⁾ すなわちシュミットの日記帳の解読を通じて、一九三二年七月の「プロイセン解体」の是非を争ったライヒ対プロイセン裁判におけるライヒ政府代理人としてのシュミットの弁論活動、また同年八月末に画策された国家非常事態計画におけるシュミットの関与の実態が明らかにされた。⁽⁸⁾ この国家非常事態計画の全容が解明されたことは、共和国末期におけるシュミットの政治的役割に対する再評価ばかりではなく、パーペン、シュライヒャー内閣に対する政治的評価の再検討をも促し、近年のドイツ近現代史研究に対しても重大な影響を与える結果となった。⁽⁹⁾

シュミットの日記帳の一部が利用可能となったことにより、共和国末期における彼の思想と行動を解明する手掛かりが得られた。さらに最近では、その他の時期に関する研究に寄与する日記帳や書簡等の遺稿も漸次公開され始めており、従来のような資料上の制約は除去されつつある。また、日記帳や書簡等の遺稿に基づいて新たにシュミットの伝記が著されたこと⁽¹⁰⁾で、従来の伝記⁽¹¹⁾を凌駕する豊富な伝記的事実が提供された。その上、シュミットと同時代の知識人との間で交わされた書簡が新たに公にされたことにより、その関係について知りうる範囲が大幅に拡大した。⁽¹²⁾

(二) 本稿の目的とシュミット民主主義論に関する先行研究

このように近年、公刊された一次文献の他にシュミットの遺稿が公開されたことにより、シュミットの思想的変化お

よび発展過程を従来よりも精緻に検証することが可能になった。解読され公刊されたシュミットの日記帳（一九二一年一月—一九二五年二月、一九二六年二月—二月、一九二二年八月—一九二二年八月、一九二三—一九二四年、一九三〇—一九三四年）¹³に加えて、特に一九一〇年から一九二〇年代前半にかけての資料、例えば書簡や講義録等が公表されている。¹⁴従来、一九一〇年代における最初期シュミット思想は、利用可能な一次資料が限られていたために十分に研究が尽くされてこなかった。しかしこうした新資料を利用することで、この時期のシュミット思想に関する従来の研究水準を刷新することが可能となる。

このような展望において本稿は、新たに公表された一次資料を利用し、従来解明されていなかった最初期以来のシュミットの政治思想を説明することを目的とする。その際に本稿が着目するのは、シュミットの民主主義論が形成されるまでの発展過程である。ヴァイマル共和政期にシュミットにより提唱された「治者と被治者の同一性」という周知の民主主義定義は、現在においても広く知られており、今日の民主主義を考える上でなお影響力を失っていない。シュミットが形成した数ある政治概念や政治理論の中でも、彼の唱えた民主主義論は、政治学研究においても現実の政治論議においても特に重要な意義をもっている。

しかし従来、シュミットの民主主義論の成立過程を統一的に解明し、それがどのようにして形成されてきたのかという問いに解答を与えようとする研究はなされなかった。シュミットの民主主義論に注目し、学術的に取り扱った先行研究としては、古くは一九七〇年代にH. グレービング、W. マントルの研究がある。前者はフランクフルト学派の批判理論の立場から、「治者と被治者の同一性」を「支配の解体（Herrschaftsabbau）」を志向するものとして規範的に解釈しようとするものであった。¹⁵しかしマントルが指摘するように、「支配関係の撤廃と欠如」を目指すものとしてシュミットの民主主義論を読み換えようとするグレービングの研究は、シュミット政治思想の解釈としては恣意的であり、問題

を孕むものであった。⁽¹⁶⁾ 他方でマントルは、主として『憲法論』を考察対象として概念研究を行い、そこで定式化された民主主義的同一性概念や代表概念については詳しく分析したが、これらの概念がそもそものようにして形成されたのかを考察していない。

同じく一九七〇年代には、マックス・ヴェーバー研究者であるW. J. モムゼンにより、シュミットの定義した「治者と被治者の同一性」としての民主主義論は、ヴェーバーの論じた「人民投票の指導者民主政論」に起源をもつとする説が呈示された。⁽¹⁷⁾ それによればシュミットは、ヴェーバーの人民投票の指導者民主政論を継承し、これをさらに発展させることで自らの民主主義論を形成したのだとされる。しかし民主主義理解をめぐるヴェーバーからの継承関係の有無ないしは影響の大きさについては、あくまでシュミット自身の民主主義論の形成過程を踏まえた上で検討されなければならぬ課題だろう。⁽¹⁸⁾ その他に、シュミットの民主主義論は、ルソー人民主権論が本来有していた「自由主義的要素」が完全に捨象され、その「直接民主主義的要素」が徹底されることで形成されたとする説も唱えられている。⁽¹⁹⁾ しかしこれらの研究のいずれにおいても、シュミット民主主義論の成立過程を最初期にまで遡って統一的に解明しようとする試みはなされていない。

これまでその成立過程の解明に取り組んでこなかったことの結果として、従来の研究は、一九二〇年代前半においてシュミットの民主主義観が転換したのはなぜかという問いに対して十分な解答を与えていない。すなわち一九二三年を転換点として、民主主義に対するシュミットの評価は負から正へと劇的に変化するのであるが、民主主義観におけるこうした断絶の理由ないしは背景について、従来の研究の中に十分な説明は未だなお見当たらないのである。⁽²⁰⁾ 本稿が新資料を利用して初期以来のシュミット政治思想の成立過程を再構成しようとするのは、右のような事情による。以下で考察の対象とするのは、最初期一九一〇年代を起点とし、シュミットが近代国家の政治体制として民主主義を体系的に論

じるに至った『憲法論』公刊（一九二八年）までの時期である。

（三） 本稿の研究視角と全体構成

以上の目的を達成するためには、次のような三つの論点に注目して論述を進めることが有益である。第一に着目するのは、初期以来のシュミットにおける国家観の変容過程である。一九一四年の教授資格申請論文において最初に表明されるシュミットの国家論は、彼の個人観や人間観、法理解、世界観、主権概念論や近代史理解と密接に関係しながら発展し、『憲法論』において「人民の政治的統一」としての国家観が呈示されるに至る。近年公表された新資料である一九一九年ミュンヘン商科大学講義録には、当時のシュミットによるボダン論が示されているが、シュミットはこのときすでに「国家的統一」を達成しえたとする点で、絶対君主による主権の確立に対して歴史的意義を認めていた。シュミットによれば、初期近代の絶対君主政において主権が確立することで、既存の等族的既得権や封建的状态が依拠していた現状の正統性原理が打破され、国家的統一（のちに「政治的統一」と換言される）が達成されえた。こうした議論はその後も再論され、『憲法論』へと継承されることになる。国家の「価値」を評価し国家的統一ないしは政治的統一を重視する視点は、シュミットにおいて初期以来一貫しており、彼の政治思想を理解する上で重要視すべきものである。シュミットの国家観は、彼が民主主義論を構想する上でも重要な役割を果たしているため、その展開に着目することは民主主義論の形成過程を明らかにするという本稿の目的に十分寄与するはずである。

第二に着目するのは、「民主主義的同一性」に関わる諸概念、すなわち「同一化 (identifizieren/ Identifikation)」、「同一性 (Identität)」、「同質性 (Homogenität)」、「同種性 (Gleichartigkeit)」とこう諸概念の諸相と展開である。シュミットは『独裁』（一九二一年）における主権独裁論で同一化概念を用いた後、『政治神学』（一九二二年）において「治者

と被治者の同一性」をはじめとする「一連の同一性」を民主主義として規定する。こうした民主主義論を基盤として、一九二〇年代中盤には民主主義の基礎として同質性の概念が新たに導入され、さらに『憲法論』においては同種性概念が付加されるに至り、ここに近代国家の政治的構成原理として民主主義の同一性原理が定式化される。シュミット民主主義論の変容過程を説明するためには、民主主義的同一性に関連する諸概念に注目し、それらの関係を相互に位置付ける必要がある。

第三に着目するものは、同時代の法学者であるハンス・ケルゼンとの思想的関係である。本稿ではケルゼンの民主主義論との比較を通じて、シュミットの民主主義論を相対化するための視座を獲得すべく努める。具体的には、シュミットが民主主義論を構想する過程で重要な役割を果たしたと考えられる諸論点、すなわち法学方法論、プロレタリア独裁観、ルソーの『社会契約論』の受容と人民主権論の成立史に対する理解という諸点について、一九一〇年代以来のケルゼンとの思想的関係を考察し、両者の思想的差異に注目する。これにより、シュミット民主主義論の独自性ないし特殊性を明確化するとともに、これを相対化することが可能となる。

このように本稿は、国家観と同一性概念に着目してその発展過程を通時的に説明しつつ、ケルゼンとの共時的な思想的関係に着目することにより、シュミット民主主義論の独自性ないし特殊性を理解しようと試みる。こうした研究視角からして、本稿は次のような構成をとる。

第一章では、新たに公刊された日記帳等の新資料を利用しつつ、一九一〇年代のシュミットにおける国家観、個人観および人間観、法学方法論を詳しく検討する。まず彼の教授資格申請論文『国家の価値と個人の意義』（一九一四年）を分析の対象とし、そこで展開されたシュミット独自の国家観、国家と法および個人との関係についての見解を概観する。次に「教会の可視性」（一九一七年）に基づき、シュミット独自の国家観および国家と個人の関係に対する見解の

基盤にあるものとして、彼の神学的・形而上学的世界観を考察の対象とする。カトリックとしてその教義である原罪観念を共有するシュミットは、人間本性と世俗世界とを悲観主義的に理解しており、こうした彼の世界観と人間観は、近代特有の個人主義と主観主義に対する批判へと結びつく。ここでは同時に、その後のシュミットの思想的発展を大きく規定する彼独自の法学方法論、すなわち法学と神学とをアナロジーで捉えるという法学——神学並行論と「擬制(juristische Fiktion)」論に対する理解を検討する。その上でこれらの方法論に対して同時期に関心を寄せたケルゼンの議論を参照し、両者の見解の相違を明確化する。

第二章では、第一次大戦開戦からドイツが敗戦と革命を迎えるまでの時期に焦点を合わせ、この間のシュミット自身の戦争体験と『独裁』（一九二二年）が成立するまでの思想的発展過程を明らかにする。そのためにまず、近年公刊された日記帳に基づき、大戦開戦直後および戦中におけるシュミットの軍務経験の内実や、第一次大戦や軍隊に対する彼の見解を詳らかにする。これにより「独裁と戒厳状態…一国法学的研究」（一九一六年）が、大戦中に勤務したバイエルン副総司令官において戒厳状態について報告するという任務が与えられたことを契機に成立したものであることを確認する。ドイツの敗戦と革命を経て軍務から解放されたシュミットはミュンヘン商科大学に職を得るが、そこで行った政治思想史の講義録（一九一九年）がボダン論とホッブズ論に限って近年公表された。この新資料を用いて、『独裁』における委任独裁論および主権独裁論の形成に深く影響を及ぼすことになるボダン、ホッブズについての当時のシュミットの理解を明らかにする。さらに、シュミットが『独裁』において、主権者と独裁官を区別するボダンの理論に即して委任独裁を定式化する経緯、またホッブズの理論に依拠しつつ、近代的現象としての主権独裁を定式化するに至る経緯を辿る。以上の考察に加えて、シュミットがルソーの人民主権論を独自に解釈し、またシェイエスの制定権力論から学んで「人民の意志の代表可能性」という思想を受容することで、人民の意志との「同一化」を支配の根拠とする主

権独裁論を形成したことを示す。これにより、人民主権原理に基づき、新たな体制を確立するまでの過渡期に現象する独裁としてシュミットが主権独裁論を確立した背景を理解することができる。このときシュミットは、原理的に人民主権に基づくプロレタリア独裁を現代の主権独裁の一事例として理解しており、それは民主主義とは矛盾しないと考えていた。本章では最後に、多数決原理を廃棄するプロレタリア独裁は民主主義に反すると論じたケルゼンの議論（「社会主義と国家」一九二〇年）を参照し、シュミットの議論の相対化を図る。

第三章では、『政治神学』（一九二二年）の分析を通じて、シュミットが当初、人民主権および民主主義的正統性をどのように解釈し評価したのかを明らかにする。まず、人民主権とこれを基礎付ける民主主義的正統性を西洋近代史の文脈の中で理解するためにシュミットが用いた、「主権概念の社会学」のための「政治神学的方法」について検討する。同時代の人々が抱く神学的・形而上学的世界像と国家・政治形式との間には構造的な類似関係が存在すると仮定するという独自の方法は、ボナール、ド・メーストル、ドノソ・コルテスら反革命の国家哲学者、特にドノソ・コルテスの歴史観に起源をもつものであったことを確認する。次に、人民主権を歴史的に位置付けてその特徴を理解する上で、こうした独自の方法論がどのような役割を果たしたのかを検証する。その際に当時のシュミットが人民主権に対してどのような評価を下していたのかを明らかにするとともに、そうした評価の根拠について検討する。その上で、シュミットにおけるルソーの『社会契約論』に対する理解と人民主権成立史に対する解釈をケルゼンのそれと比較し、シュミットの人民主権理解の独自性を明確化する。

第四章では、『現代議会主義の精神史的地位』（以下では議会主義論と略記する）で定式化された民主主義観が辿る変化の過程を解明する。まず議会主義論初版（一九二三年）におけるシュミットの民主主義観を確認する。周知の通りシュミットは、「下されるすべての決定が決定する者自身に対してのみ妥当すべきである」ということが民主主義の本質

である」とし、「治者と被治者の同一性」として民主主義を定式化した。その一方で、「同一性」は現実に存在するものではないことを強調し、民主主義は「同一性に対する承認に基づく」と述べる。現実に存在する人民の「同等性」あるいは人民の有する経験的意志は、民主主義の本質である人民の意志の「同一性」とは原理的に一致しえないものであるから、人民の意志は「同一化」されなければならないとするのがここのシュミットの議論である。このことを踏まえて次に、議会主義論第二版（一九二六年）序文において、民主主義に不可欠の要素として新たに導入される「同質性（Homogenität）」概念について検討する。ここでは、『政治神学』以来論じられた民主主義的同一性概念は、異質者の排除と同質者のみの包摂を意味する同質性と同義において捉えられ、しかも「国民的同質性」として解釈換えされたことが明らかにする。その上で、こうした同質性概念を中心とした民主主義観は、翌年発表された「政治的なものの概念」（一九二七年）における議論と並行して構想されたことを検証する。国際関係論を主題とするこの論文において、シュミットは「友と敵の区別」の可能性こそが国家の政治的統一の前提であり、「政治的なものの」基準となると論じる。国家においては異質な者すなわち敵は排除されるべきであり、同質な者すなわち友のみが包摂されなければならないとする点で、ここでの議論は人民の同質性を前提とする民主主義論と共通点をもつ。以上の作業を通じて本章では、同質性を前提とする民主主義論は、「政治的なものの概念」では国家の対外的関係について用いられた「友と敵の区別」、すなわち異質な者の排除と同質な者の包摂という論理が内政上の問題に適用されたものであると理解できることを示す。

第五章では、『憲法論』（一九二八年）公刊の前年に発表された『人民投票と人民請願』（一九二七年）を題材とし、そこで展開された直接民主主義論の内容を説明する。まず、本書においてシュミットは、古代ローマの直接民主政における政務官と人民の関係を民主主義の原型として把握していたこと、こうした古代ローマ史についての理解を歴史学者テオドア・モムゼンの著書『ローマ国法』に負っていたことを示す。ここでは「指導者」に対する人民の「喝采」こそ

が民主主義の根源的現象であると把握されるが、シュミットがこうした民主主義論を構想する背景には、ボン大学時代において同僚であった神学者エーリク・ペーターゾンによる古代世界における喝采概念史研究からの影響があった。この点を詳細に検討し、喝采概念をめぐる両者の継承関係を明らかにする。こうした受容を経てシュミットは、「指導者への共属性と統一という政治的意識」に基づいて、指導者により与えられる提案に同意することを民主主義として呈示するに至る。そこで、従来のシュミットの民主主義理解が、指導者への喝采と同意を民主主義と見做す民主主義論へどのような結びつき、また変容したのかを検証する。

第六章ではまず、これまでに検討した、初期から『憲法論』までのシュミット思想における国家観の変遷過程の諸相を改めて概観した上で、その主眼が「国家的統一」ないしは「国家の政治的統一」にあったことを示す。シュミットにとり、国家的統一は歴史的に国家を代表する君主により達成されたものであり、国家的統一と君主政は不可分の関係にあった。ドイツ十一月革命を経て君主政の終焉が確定したのち、人民主権原理に基づく民主主義体制を選択したヴァイマル共和国を既成事実として受け入れたシュミットは、国家的統一ないしは政治的統一を最優先する観点から、『憲法論』では新たに「人民の政治的統一」としての国家観を呈示する。このことを踏まえて、近代憲法の政治制度を構成する二つの原理として定式化された、民主主義原理としての「同一性」概念と君主主義原理としての「代表」概念の内実とその成立過程を確認する。『政治神学』に見出される議論とは異なり、『憲法論』でシュミットは同一性と代表は両立すると論じ、むしろ両原理は近代国家の政治制度にとり不可分の関係にあることを強調する。そして彼は民主主義的同一性原理の限界を例示し、君主主権か人民主権にかかわらず代表原理が政治的構成にとり原理的に不可欠であると捉え直した。こうしてシュミットは、本来君主主権と結びつく代表原理を民主主義において再生させようとする。そこで、民主主義的同一性に基づいて人民と同一化する指導者としての性格と、政治的統一の代表としての性格とを一手に引き受

ける存在として、すなわち民主主義的同一性原理と代表原理の結合を体现する存在として、シュミットがヴァイマル共和政におけるライヒ大統領の役割に期待を掛けたことを明らかにする。

引用について

以下に掲げる文献からの引用は文中で書名を次のように略記し、出典箇所の頁数を略号の後に示した。

（一）シュミットの日記帳

TB1= Carl Schmitt, *Tagebücher Oktober 1912 bis Februar 1915*, Ernst Hüsmert (Hrsg.), Berlin 2005 (2., korrigierte Auflage).

TB2= Carl Schmitt, *Die Militärzeit 1915 bis 1919. Tagebuch Februar bis Dezember 1915. Aufsätze und Materialien*, Ernst Hüsmert und Gerd Giesler (Hrsg.), Berlin 2005.

TB3= Carl Schmitt, *Der Schatten Gottes. Introspektionen. Tagebücher und Briefe 1921 bis 1924*, Gerd Giesler, Ernst Hüsmert und Wolfgang H. Spindler (Hrsg.), Berlin 2014.

（二）ハナニシムスの著作、書簡集

GU= Carl Schmitt, *Gesetz und Urteil*, München 2., unveränderte Aufl. 1969 (1., Aufl. 1912).

JF= Carl Schmitt, „Juristische Fiktionen“, *Deutsche Juristen-Zeitung*, XVIII Jahrgang, Nr.12, Berlin 15.Juni 1913.

WS= Carl Schmitt, *Der Wert des Staates und die Bedeutung des Einzelnen*, Berlin 3., korrigierte Aufl. 2015 (1. Aufl. 1914).

DB= Carl Schmitt, „Diktatur und Belagerungszustand. Eine staatsrechtliche Studie“ (1916), *Staat, Großbraun, Nomos. Arbeiten aus den Jahren 1916-1969*, Günter Maschke (Hrsg.), Berlin 1995, S. 3-23.

SK= Carl Schmitt, „Die Sichtbarkeit der Kirche. Eine Scholastische Erwägung“, in: *Summa. Eine Vierteljahresschrift*, 2 Bände, Kraus, Nendeln, Liechtenstein 1970 (1. Aufl. 1917), S. 71-80.

PR= Carl Schmitt, *Die politische Romantik*, München und Leipzig 1919.

VI919B= Carl Schmitt, „Vorlesung (1919)“, *Die Militärzeit 1915 bis 1919. Tagebuch Februar bis Dezember 1915. Aufsätze und*

Materialien, Ernst Husmert und Gerd Giesler (Hrsg.), Berlin 2005.

VI1919= Carl Schmitt, „Drei Inedita (1919-1922-1930)“, *Schmittiana. Beiträge zu Leben und Werk Carl Schmitts*, Bd. VII, Piet Tommissen (Hrsg.), Berlin 2001.

DD= Carl Schmitt, *Die Diktatur. Von den Anfängen des modernen Souveränitätsgedankens bis zum proletarischen Klassenkampf*, Berlin 7., Aufl. 2006 (1. Aufl. 1921).

PT= Carl Schmitt, *Politische Theologie. Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität*, Berlin 1922.

RK= Carl Schmitt, *Römischer Katholizismus und politische Form*, München 1923.

LP= Carl Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, Berlin 1996 (1. Aufl. 1923).

VV= Carl Schmitt, *Volksentscheid und Volksbegehren: Ein Beitrag zur Auslegung der Weimarer Verfassung und zur Lehre von der unmittelbaren Demokratie*, Berlin 2014 (1. Aufl. 1927).

VL= Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, Berlin 2010 (1. Aufl. 1928).

BP= Carl Schmitt, „Der Begriff des Politischen“, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, LVIII, 1, September 1927.

LL= Carl Schmitt, *Legalität und Legitimität*, Berlin 2005 (1. Aufl. 1932).

- (一) Hans Krupa, „Carl Schmitts Theorie des Politischen“, *Studien und Bibliographien zur Gegenwartsphilosophie*, 22 Heft, 1937. (山下威士訳「Carl Schmittの「政治的なもの」の理論一九三七・試訳」『埼玉大学紀要(社会科学編)』第一九巻、埼玉大学、一九七一年)。クルパによるシュミット思想の漸次的発展段階説、思想的断絶を否定し、一貫性を指摘するものとしては以下の研究を参照。杉本幹夫「カール・シュミットにおける規範主義と決定主義」、服部平治・宮本盛太郎編訳『政治思想論集・付カール・シュミット論』社会思想社、一九七四年。石村修「カール・シュミットとカトリシズム」、宮本盛太郎・初宿正典編『カール・シュミット論集』木鐸社、一九七八年。和仁陽「教会・公法学・国家・初期カール・シュミットの公法学」東京大学出版会、一九九〇年。竹島博之『カール・シュミットの政治：「近代」への反逆』風行社、二〇〇一年。

- (2) Armin Mohler, *Die konservative Revolution in Deutschland 1918 bis 1932. Grundriss ihrer Weltanschauungen*, Stuttgart 1950.
- (3) Christian Graf von Krockow, *Die Entscheidung: Eine Untersuchung über Ernst Jünger, Carl Schmitt, Martin Heidegger*, Stuttgart 1958. 高田珠樹訳『決断：ユンガー・シュミット・ハイデガー』柏書房、一九九九年。クロコウによると、ユンガー・シュミット・ハイデッガーにおいてはそれぞれ「闘争」「決断」「覚悟性」という概念が中心的意義を占めており、彼らは決断主義的思考構造を共有していた。
- (4) Haso Hoffmann, *Legitimität gegen Legitimität. Der Weg der politischen Philosophie Carl Schmitts*, Berlin 4. Aufl. 2002 (1. Aufl. 1964).
- (5) Reinhard Mehring, *Carl Schmitt Aufstieg und Fall*, München 2009, S. 545.
- (6) Joseph W. Bendersky, *Carl Schmitt, Theorist for the Reich, Princeton* 1983. 宮本盛太郎・古賀敬太・川合全弘訳『カール・シュミット論再検討への試み』御茶の水書房、一九八四年。
- (7) シュミットの遺稿管理人カイザーから生前に許可を得た上で、ドイツ史研究者ビュタ、ザイベルトが日記帳の解説原稿を閲覧し、その内容が最近公にされた。この経緯については、権左武志「ワイマール共和国の崩壊とカール・シュミット：大統領内閣期のブレン活動を中心として」(『思想』九五九号、二〇〇四年三月)を参照。
- (8) Eberhard Kolb, Wolfram Pyta, „Die Staatsnotstandplanung unter den Regierungen Papen und Schleicher“, in: H. A. Winkler (Hrsg.), *Die deutsche Staatskrise 1930-1933. Handlungsspielräume und Alternativen*, München 1992, S.155-181. 権左武志・福田宏訳「パーペン・シュライヒャー両内閣における国家非常事態計画」『思想』九五九号、二〇〇四年。W. Pyta, G. Seiberth, „Die Staatskrise der Weimarer Republik im Spiegel des Tagebuchs von Carl Schmitt“, in: *Der Staat*, Bd.38, Berlin 1999, S.423-448. ビュタ、ザイベルトの共著論文に基づいて共和国末期におけるシュミットのブレン活動を紹介するとともに、コルプやヴィンクラーによる大統領内閣期に関する近年の研究動向を踏まえて、解明された新事実がもたらす研究史上の意義を憲法学史上、ドイツ政治史上、政治学史上の文脈において評価する研究としては、権左・前掲論文「ワイマール共和国の崩壊とカール・シュミット」を参照。
- (9) E. Kolb, *Die Weimarer Republik. Oldenbourg Grundriss der Geschichte*, München 2002 (6., überarbeitete und

erweiterte Auflage). H.A. Winkler, *Der lange Weg nach Westen: Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik*, Bd.1, München 2000. (後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一の長い道』、昭和堂 二〇〇八年) などの他、Gabriel Seiberth, *Annalt des Reiches: Carl Schmitt und der Prozess „Preußen contra Reich“ vor dem Staatsgerichtshof*, Berlin 2001. Dirk Blasius, *Carl Schmitt: Preußischer Staatsrat in Hitlers Reich*, Göttingen 2001, S. 15-70.

- (10) Reinhard Mehring, *Carl Schmitt: Aufstieg und Fall*, München 2009. 権左武志「第三国の創立と連邦制の問題：カール・シュミットはいかにして国家社会主義者となったか？」『思想』一〇五五号、二〇一二年三月。

- (11) Paul Noack, *Carl Schmitt: Eine Biographie*, Berlin 1993. Andreas Koenen, *Der Fall Carl Schmitt*, Darmstadt 1995.

- (12) 例えば、一九三三年四月のケルン大学招聘をめぐるケルゼンとの関係、ハイデルベルク大学を代表する法学者G. マンシュエッシャー、トーマとの関係 (Reinhard Mehring, *Kriegstechniken des Begriffs. Biographische Studien zu Carl Schmitt*, Tübingen 2014) など、W. イェリネクとの関係 (権左武志「ヴァイマル末期の国法学とカール・シュミットの連邦主義批判：新資料に即して」、『ドイツ連邦主義の崩壊と再建：ヴァイマル共和国から戦後ドイツ』、岩波書店、二〇一五年) が明らかにされた。また、ボン時代に親交のあった神学者E. ペーターセンとの関係 (Reinhard Mehring, „Nemo contra theologum nisi theologus ipse: Carl Schmitts Antwort auf Erik Peterson“, in: Michael Meyer-Blank (Hrsg.), *Erik Peterson und Bonner Universität*, Würzburg 2014, S. 209-235.) や、W. ヴェーバーとのサークル、O. キルヒハイマー、E. ハイメンらの左派知識人との関係 (Stephan Breuer, *Carl Schmitt im Kontext. Intellektuellenpolitik in der Weimarer Republik*, Berlin 2012.) が詳しく論じられている。

- (13) Carl Schmitt, *Tagebücher Oktober 1912 bis Februar 1915*, Ernst Hüsmert (Hrsg.), Berlin 2005 (2. korrigierte Aufl.). *Die Militärzeit 1915 – 1919. Tagebuch Februar bis Dezember 1916. Aufsätze und Materialien*, Ernst Hüsmert und Gerd Giesler (Hrsg.), Berlin 2005. *Der Schatten Gottes. Introspektionen, Tagebücher und Briefe 1921 bis 1924*, Gerd Giesler, Ernst Hüsmert, Wolfgang H. Spindler (Hrsg.), Berlin 2014. *Tagebücher 1930 bis 1934*, Wolfgang Schuller in Zusammenarbeit mit Gerd Giesler (Hrsg.), Berlin 2010.

- (14) 利用するべき資料は、例えば次のようなものである。シュミットが第一次大戦中にバイエルン副総司令部に勤

務していた際に従事した任務内容のリスト (TB2183-391)「その任務の一つであったスイスにおける平和運動の監視活動をもとにシュミットが執筆した新聞発表 (TB2393-399)「我が敵の陣営から (Aus dem Lager unserer Feinde)」という標題で『ハンブルグ週報』紙にシュミットが匿名で寄稿した記事 (一九一五年五月—一九一六年二月) (TB2402-417)「シュトラスブルク大学私講師就任のために行った模擬授業 (一九一六年二月) の記録 (TB2418-429)「ニュンヘン商科大で教鞭を執った折にシュミット自身が記した一九一九年の講義ノート (TB2476-485)「講義の構想や自己の性格描写、手紙の下書きに付された欄外注を含む手記 (一九二二年—一九二四年) (TB3383-385) 等。

- (15) Helga Grebing, *Konservative gegen die Demokratie. Konservative Kritik an der Demokratie in der Bundesrepublik nach 1945*, Frankfurt am Main 1971. Ders., „Volksrepräsentation und identitäre Demokratie“, in: *Politische Vierteljahresschrift, Zeitschrift der Deutschen Vereinigung für politische Wissenschaft*, 13. Jg. 1972, S. 162-180.

- (16) Wolfgang Mantl, *Repräsentation und Identität. Demokratie im Konflikt. Ein Beitrag zur modernen Staatsformenlehre*, Wien, New York 1975, S. 108f. マントルは「シュミット以前に民主主義を「治者と被治者の同一性」として定義した者が存在したことを指摘した。「ディートリヒ・シントラー (Diedrich Schindler) はすでに一九二一年の彼の教授資格申請論文「民主主義における国家意志の形成について」(チューリヒ)において、「同一性」によって、民主主義を他の国家から区別しようと試みていた。〔シントラーによれば——引用者〕「民主主権国家において、治者と被治者は同一である」。(中略)シントラーの同一性論はルソーの伝統を曖昧に想起させるとしても、この薄い単著はシュミットが『憲法論』において達成したほどには、これ〔ルソーの伝統——引用者〕を現在化することは全くできなかった。ところでシュミットは、この関連でシントラーを引用していない」(Mantl, aa.O., S.110)。またマントルは「シュミットとウ・ライプホルツにおける「代表」概念の継承関係をも検討している」。

- (17) モムゼンはシュミットを「マックス・ヴェーバーの飲み込みの早い弟子 (gelehriger Schüler)」と評している (Wolfgang J. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*, Tübingen 1974, S. 407-412. 安世舟・五十嵐一郎・小林純・牧野雅彦訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治Ⅱ』未来社、一九九四年、六九—七四頁)。これに対して両者の継承関係を否定するのがヴァインケルマン (Johannes Winckelmann, *Legitimität und Legitimität in Max Webers Herrschaftssoziologie*, Tübingen 1952) ヌーヴェーニャー (Karl Löwith, „Max Weber und Carl Schmitt“, in *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 27.

Junii, 1964. 田中浩・五十嵐一郎訳「マックス・ヴェーバーとカール・シュミット」、『政治神学』未来社、一九七一年、一六七—一八八頁）である。

- (18) シュミットに対するヴェーバーの影響を検討した研究としては以下を参照。Norbert Bolz, „Charisma und Souveränität. Carl Schmitt und Walter Benjamin im Schatten Max Webers“, Jacob Taubes (Hrsg.), *Der Fürst dieser Welt: Carl Schmitt und die Folgen*, München 1983, S. 249 – 262. G.L. Ulmen, „Politische Theologie und Politische Ökonomie. Über Carl Schmitt und Max Weber“, *Complexio Oppositum über Carl Schmitt*, Helmut Quaritsch (Hrsg.), Berlin 1988, S. 341-365 (佐野誠訳「政治神学と政治経済学：カール・シュミットとマックス・ヴェーバー」, 初宿正典、古賀敬太編訳『カール・シュミットの遺産』風行社、一九九三年、一〇四—一四一頁)。G.L. Ulmen, *Politischer Mehrwert. Eine Studie über Max Weber und Carl Schmitt*, Weinheim 1991. 佐野誠『ヴェーバーとナチズムの間』名古屋大学出版会、一九九三年、二〇七頁以下。佐野誠『近代啓蒙批判とナチズムの病理：カール・シュミットにおける法・国家・ユダヤ人』創文社、二〇〇三年、四九—一四五頁。Stefan Breuer, *Carl Schmitt im Kontext. Intellektuellenpolitik in der Weimarer Republik*, Berlin 2012.

- (19) ケルゼンとシュミットがルソー『社会契約論』をそれぞれ対照的に解した——前者は人民主権論における自由主義的要素を強調し、後者は民主主義的要素を徹底した——ことを論じた、古賀敬太『ヴァイマル自由主義の悲劇：岐路に立つ国法学者たち』風行社、一九九六年、八四—一三五頁。

- (20) この点については本稿第四章第一節で詳しく論じる。

第一章 シュトラスブルク大学時代におけるシュミット思想（一九一〇—一九一四年）

本章では、シュトラスブルク大学法学部時代から第一次世界大戦中にかけてのシュミットにおける思想的特徴を把握することを試みる。そこで第一に、教授資格申請論文『国家の価値と個人の意義』（一九一四年）を考察の対象とし、シュ

ミット独自の二元論的世界観を前提とする国家観、および法と国家の関係についての固有の見解を明らかにする。法哲学を主題とする本書は、青年期シュミットにとり、法思想の領域で初めて学術的価値を高く評価された労作であり、シュトラスブルク大学で長年にわたり従事した刑法学、法思想研究の成果を反映するものであった。以下では、近年公刊された日記帳に基づき、この著作の執筆経緯を把握するとともに、当初の構想からの変更点に留意しつつ構想の発展過程を再構成する。本書で示される国家観の根底には、神学的世界観に基づく共同体と人間ないしは個人との関係に関するシュミット固有の理解がある。本章では第二に、こうした独自の共同体―個人観を解明するために、彼がカトリック系雑誌に寄稿した小論「教会の可視性」（一九一七年）を参照する。カトリックの教義である原罪思想に忠実であるという以上に、人間本性を極端なまでに悲観主義的に捉えるシュミットの人間観からすれば、「可視的教会」による神概念の媒介を経ない世俗世界は、それ自体本質的に悪であり不正である。こうした人間観および世俗世界に対する見方は、さらに『政治的ロマン主義』（一九一九年）にまで継承され、そこで展開される、現代の個人主義とデカルト以降の近代の特徴とされた主観主義を痛烈に批判するための基盤を成すものとなった。そして本章は第三に、一九一〇年代のシュミットの思想の内に見出され、その後の思想形成の途上で一定の役割を果たしたと考えられる独自の法論に焦点を合わせる。法学と神学とをアナロジーで捉えるという独自の法学方法論は、シュミットが一九二二年の『政治神学』において提唱した「政治神学的方法」¹の萌芽的思考として、すでにこの時期に示されている。この一九一〇年代にはケルゼンもまた自身の国法学的研究において類似した方法を用いており、それとの対比を通じてシュミットの方法論的独自性がどのようなものであるかを検討する。

第一節 『国家の価値と個人の意義』における国家論

本節では、シュミットの教授資格申請論文『国家の価値と個人の意義』を中心に、シュミット独自の法哲学における国家論を明らかにする。

(一) 執筆に至るまでの経緯

一八八八年に、ドイツ中西部ザウアーラント南部に位置するプレッテンベルクにて生を享けたカール・シュミットは、優秀な成績を収めて高校卒業資格試験に合格し、一九〇七年四月に大学へ進学する。⁽²⁾法学部を選択したシュミットは、最初の二学期をベルリンで、次の一学期をミュンヘンで過ごしたのち、一九〇八年冬学期以来シュトラスブルクに学籍を置いた。当時、シュトラスブルク・カイザー・ヴィルヘルム大学の法学部は、教会法学者ルドルフ・ゾームや行政法学者オットー・マイヤー、国法学者パウ・ラーバントといった著名な学者を招聘する、当時のドイツでも有数の名門大学であった。⁽³⁾F. v. カルカーに師事したシュミットは、刑法に関する学位論文「責任とその種類…術語的一研究」を提出し、一九一〇年に法学博士の学位を取得する。そして同年夏以降、シュミットはデュッセルドルフの上級地方裁判所に司法修習生として勤務する。⁽⁵⁾

デュッセルドルフ時代は、司法修習生として法実務に携わると同時に、著作活動にも精力的に取り組んだ時期であった。学生時代からの友人達と共同で小説や風刺文を執筆し、また詩人T. ドイプラーと緊密な交流をもつようになったのはこの時期であった。⁽⁶⁾さらに理論的法学研究の成果として一九一二年には『法律と判決』を出版した。

当時のシュミットは、司法試験補試験に合格して法実務家としての道を進むよりも、大学に職を得ることを望んでいた。一九一二年六月の書簡で、シュミットは妹アウグステに宛てて次のように書き送っている。「新しい著作〔『法律と判決』——引用者〕はすでに大きな成果を得ている。私はシュトラスブルクから、そこで刑法と法哲学について講義するよう

要請された。つまり君の兄は、彼が望みさえすれば、今頃私講師になっていただろう。しかし財政的理由から（報酬は年間たった一〇〇〇マルクにしかない）断らざるをえなかった」（TB1.6）⁽⁷⁾。

こうした文面から窺えるように、彼は当時財政面で苦境に立たされていた。そもそも、ザウアーラント辺境の裕福とは言えない家庭に育ったシュミットは、大学進学後の生活を母方の叔父A・シュタインラインからの財政的援助に頼っていた。シュミットの母親の弟である叔父は、ロートリンゲン（ロレーヌ地方）の鉱山の土地売却を通じて財を成していた。⁽⁸⁾ メーリングが指摘するように、シュトラスブルク大学法学部は当時確かに名声を獲得していたとは言え、彼がベルリン、ミュンヘンといった大都市からわざわざシュトラスブルクへ移動した最大の理由は、経済的困窮であった。つまり、シュトラスブルク近郊に住む叔父から金銭的支援を受けるためであった。⁽⁹⁾ 妹に宛てた書簡から、一九〇八年にはすでに経済的困窮の経験が、シュミットに社会的不平等を強く意識させていたことを読みとることができる。「確かに我々とともに、財政的側面に関する限り、両親の選択の点で非常に慎重であつたわけではない」。⁽¹⁰⁾ 司法修習生は無給であつたという。⁽¹¹⁾ 長年援助の手を差し伸べてくれた叔父とはこのとき連絡を取っておらず、経済的に生活は困窮していた。

一九一二年以降、経済的状況はより逼迫する。メーリングは、経済的困窮の一つの理由として、この時期はシュミットにとり「自殺と狂気の限度ぎりぎりの状況にある、波乱に富む危機の時代」⁽¹³⁾であつたと表現している。一九一二年一〇月以降、シュミットはメンヒェングラードバッハ（ノルトライン＝ヴェストファーレン州西部）に移り、そこで法律顧問官フーゴー・ランベルトの下で勤務する。⁽¹⁴⁾ この都市でシュミットは、司法修習生として引き続き法実務に携わりながら、翌年一月以降には新たな理論的著作の執筆に着手する。⁽¹⁵⁾ のちに教授資格申請論文としてシュトラスブルク大学に提出される『国家の価値と個人の意義』は、こうした状況の中で執筆されたのだった。

(二) 執筆当初の構想

日記帳の記載によると、この著作の内容は一九一二年末から構想されていた。⁽¹⁶⁾当初、本書は次のように構成される予定であった。

第一章 利益に対する法の自律性。目的は法を創造しない

第二章 行為としての文化。法と文化

第三章 法における人格

第四章 法の正しさ

第五章 法と道徳」(TBI:63)

実際に出版された著作(以下、完成稿とする)の構成は、「第一章 法と権力」「第二章 国家」「第三章 個人」であり、当初の構想から幾つかの変更点が確認される。次節で詳しくみる通り、第四章、第五章の表題とされた「法の正しさ」(Recht des Rechts)」と法と道徳の関係については、完成稿第一章、第二章において詳論される。一方、法と文化の関係、法における人格については、完成稿では扱われることはなかった。また、構想段階において第一章で論じられる予定であった「利益に対する法の自律性」、法と利益および目的の関係については、完成稿第一章において法と事実的権力の関係として、より一般化された形で論究されることになる。つまり構想においては法と利益が対立関係にあるものとして捉えられ、法は利益に対して自律性を保持するという主張がなされているのに対し、完成稿においては法と事実的権力が対立関係に置かれる。構想段階と完成稿との間に見出される個々の変更点については、次節で完成稿の諸論点を検討していく過程で確認する。

このように当初の構想は幾つかの点で変更されたが、日記帳の記載から、本書執筆にあたつてのシュミットの当初の

問題関心が明らかにになる。一九一二年十一月二八日の日記帳には、「規範と利益についての前置き」と書き添えた上で、次のように記されている。

「法律の前ではすべての人間が平等である。これは誰もが用いることができる正しい決まり文句である。しかしここで、非常に重要で射程範囲の広いこの決まり文句の首尾一貫性が問題となる。もし法律の前に全員が平等であるならば、人間における事実的な経済的不平等、知的不平等を鑑みる限り、これは人格総体における人間とは別のものに關係するものでなければならぬ」(TB135)。

このようにシュミットは、一方では「法律の前ではすべての人間が平等である」という原則が確立し普及しているが、他方で現実には不平等が存在することを慨嘆しつつ指摘する。そして法的關係においては人格を含む「人間全体」は度外視されていることを次のように論じる。

「今日の法的生活に対する注意深い觀察者が行う最初の考察は、次の事実から出發する。人間は法律行為においてであれ何であれ、他者との法的交渉の中に立ち入るやいなや、人間は訴訟当事者として、または市民としての義務を履行し權利を行使する点で公民(*Staatsbürger*)として考慮される。ここでは人間は、人間全体として考慮されるのではない。個人的な長所や欠点をもつ人間としては考慮されない。何であれ法はすべて、確固とした存立を示し、それゆえ法に対して利害關係をもつ諸論点を余すところなく呈示する。誰が貸付金の返済を要求できるのかという問いにとつては、常に民法における所与の前提が問題とされるに過ぎない。つまり、誰がそれ程長く貸付金を受け取っていたのか、誰がそれを返済するよう要求できるのかということはどうでもよいことである。それがどうでもよいことではないとしたら、このことは法の内に規定されなければならぬ」(Ebd.)。

当時のシュミットは、平等条項に規定された平等の要請と社会経済的平等とは次元が異なるとは考えず、こうした状

態を一つの矛盾、「二律背反」(Ebd.)として理解する。

「(1)に二律背反 (Antinomie) が存在する。法律の前ではすべての人間は平等である。社会主義的な未来国家においては、すべての人間は平等である。こうした要請が人間の事実的な不平等を見誤っているという反論は、その限りで正当である。この二律背反はいかにして解決されるのか」(Ebd.)。

この問いに対してシュミットは、次のように解答を与える。シュミットにとり人間とは本来、人格をもった「人間全体」を意味する存在である。しかし法の前の平等という要請においても、社会経済的狀態においても、「両方の場合において、人間は何か別の存在を意味していると我々が納得することを通じて」(Ebd.)この二律背反は解消される。つまり全体としてではない「何か別の存在」として人間が考慮されることが常態化する限り、こうした矛盾は顕在化することなく自ずから解決されているのだという悲觀的かつアイロニカルな見解を述べる。こうした見解が経済的困窮というシュミットの個人的経験とそれに基づく社会的不平等の意識に裏打ちされていたことは、法律の前での人間の平等という要請と實際上の社会的不平等との二律背反についての、より実感の込められた記述から窺える。

「私は五〇〇マルクを必要としている。五〇〇マルクにはおぞましいものがとり憑いている。五〇〇マルクを手に入れるためには、貧しい労働者は二〇〇日間働かなければならないに違いない。「中略」しかしその一方で、商業顧問官の息子は一晩で娼婦のために五〇〇マルク使い切ってしまう。二律背反はいかにして解決されるのか」(Ebd.)。

こうした現状認識の下でシュミットは、法が社会経済的権力や利害関心を超越し、それらとは無関係に自律していることを究明する動機を次のように述べる。

「法を持ち出すことによって、ならず者はすべて自らの無実が最初に証明されなければならないという安易な状況を求める。法が権力であると信じることは重大な誤謬である。むしろそれは反対である。私としてはできる限り、訴訟に

において社会的により強い立場の者が法を手にするということに対決する。これと同時に、法を経由するという迂遠な仕方ではあるとしても、正しい者だけが社会的に一層強力であると認識されるということが証明されうる」（TBI.60）。

このように『国家の価値と個人の意義』の執筆は、社会経済的不平等に対する批判的意識を根底にもちつつ、法が社会的強者の道具、権力手段とされてしまうことに對抗しようとする意図に基づいて開始されたのである。

（三）法哲学的方法論

一九一四年に公開した『国家の価値と個人の意義』において、シュミットは独自の法哲学を展開する。ここでは新カント派と共通する二元論が理論的前提とされる。⁽¹⁷⁾シュミットは本書冒頭で、「法は事実から演繹されうるか、また事実が法を根拠づけることは可能か」と自ら問い、これに否と答える。なぜならば、法は純粹な規範であり、経験的世界において本来法は実在しないからである（WS.26）。法は現実や事実的権力から演繹されはしないし、根拠づけられもしない、という本書における第一の主張を、シュミットは次のように表現する。「人間の共同生活が属する自然の觀察からは、それがただ事実的に確認し説明する社会科学の案件である限り、いかなる法も生み出さない。規範の定立だけが、法と不法（Recht und Unrecht）の区別を基礎づけるのであり、自然がそうするのではない。太陽は、義人をも不義人をも照らす」（WS.36）。

こうして経験的現実や事実的権力から法は独立しており、自律的であることを認めるならば、「存在と当為のアンチテーゼに対応する二元論」（WS.26）が帰結し、それゆえ「調和しえない自律性のうちに並存する、法の世界と権力の世界という二つの世界」（WS.28）が生じる。すなわちシュミットは、存在と当為および法と事実とを対置し、これに対応して現象界と叡知界とを峻別するカントの二世界論を継承して、「法の世界」と「経験的現実の世界」とを峻別する。

(四) 国家の課題

したがってシュミットによれば、法と事実は、あるがままの状態においては決して混じり合うことのない固有の世界の内に留まる (WS38)。「法が固有のリズムを受け取るならば、法の諸規範は隙間のない閉鎖性において、あらゆる経験的事実から独立して妥当しなければならない」 (WS36f)。このように本来、「法の世界」と「経験的現実の世界」という二世界は没交渉であるが、しかし同時に、二世界は「媒介 (vermitteln)」されなければならないと主張する。この点が本書におけるシュミットの第二の主張である。

シュミットは次のような論証によって、二世界を媒介する可能性を模索する。端的に言うならば彼は、法と「目的」概念との関係を究明することで、法を実現主体と結びつけることを目指す。シュミットによれば、法は「目的」それ自体ではないが、「目的」という概念に含まれる「達成されるべきである」という表現を通じて、法は「目的」概念と関係づけられている。これは、法の「実現 (Verwirklichung)」という概念を法の定義に導入することに他ならない。その一方で「目的」とは、「その課題を法の「実現」に見出すような實在」、「法の内に見出されるエトスの主体」に属する概念である。この時点で、純粋な規範としての法は「實在と権力の契機との関わり」をもつことになる。すなわち本来「規範は手段と目的のメカニズムを超越して存在する」が、法に適った状態、しかも法に適った権力によって適法であると示された状態が「経験的世界の内に実現されるべきである」限り、経験的世界における實在が「媒体の意味における法的手段」 (WS39f) となりうる。シュミットによれば、そうした「法的手段」が、まさに国家である。同様に、「意志」概念や「強制可能性への傾向」、「現象と現実の世界への影響」 (WS40f) といった観念も、「實在する権力としての剣の役割」 (WS70) を果たしうる国家に属するものである。

こうして法と「目的」概念との関係の究明を通じて、シュミットは経験的世界に法を媒介し、法が実現される理論的

可能性を検討した。本書の中でも特に独創的であるこの主張は、当時ハイデルベルク大学を中心に影響力をもった新カント派からシュミットを区別するものとして重要である。この論点は一九一二年末の構想段階においてすでに明確化されていたわけではなく、この間の思想的模索とシュミットの独創的見解の発展の帰結であった。一九一二年十二月二九日にシュミットは次のように記していた。

「法は目的であり、手段ではない。これはカントとフォイエルバッハにおける誤謬である。しかし目的は、利益から考察されるのではなく、規範から考察される。目的は動機としてではなく、個人の意志にとり法律である術語、個人の意志が自ら定立することはない術語としてある。〔中略〕個人は法を手段として利用しうる。しかし法の理念上、法が手段と見做されるならば、法は認識されえない。最終的な目的が自律的人倫（*Sittlichkeit*）であるとしても、この意味で法は目的であり続ける。というのも、目的はここでは一つの規範的範疇であり、心理学的範疇ではないからである。それゆえ金銭は法制度ではなく、手段である。法における金銭と法における時間。規範から考察した場合の目的と、利益から考察した場合の目的（イエーリングが考察したのはこれである）がある。両者は対立しあう。利益という意味における目的を法の創造者と捉える見解にとって、法が手段となるのは自明である。というのも、利益は法を必要とするからである。これは法を権力手段と見做し、法を権力として定義する見解も同様である。しかし目的は法を創造しない。法は自己目的（*Selbstzweck*）である。目的は第一に、影響されるべきものであり、第二に、判断のための規範である。法は目的であるか、それとも規範であるか。法は前者であるから、両方である。法は世界に影響を与えるものとして目的である。なぜならば世界は行為（*Tat*）だからである。もし法が規範であるならば、法は世界以前に存在する。法が影響されるべきものであるならば、法は世界以後に存在する。法は世界以前に存在しなければならず、世界以後にも存在しなければならぬ。これは法における両極である」（TB1:65f）。

このようにシュミットは当初、法が目的でもあり規範でもあるという曖昧な見解を示していたが、同日の日記帳には、これに引き続き次のように記している。

「法は規範である。世界の外部においても、世界の以前と以後においてもそうである。目的としての法は規範を実現することを求める。影響されるべき結果は法ではなく法に適合する状態である。つまり法は本来、決して目的ではなく、法に適合した状態、すなわち規範に適合した現実だけが常に目的である。法は絶対的に手段の外部にある。法は目的であるかという問いは、もはや法理論的問いではなく、実践的問いである。この問いに対する解答を引き受ける理論は、特殊に法に関わるのではない。これはあらゆる規範、倫理的および道德的規範にも関係するのである。二つの種類の法が区別されなければならない。それは本質的な法と偶然的な法である。つまり本質的な法と、(法的に通例の)法的規定(例えば刑法や警察法)である。実定法は派生的にのみ法という名に値する。実定法は国家により定立された法であるか慣習法である。それゆえ実定的という語彙は何か自明のものであり、新たな同語反復を意味するか、あるいは非本質的なもの、非精神的な(nicht-mental)法を意味する」(TBI:66f.)。

こうした構想が発展した結果、『国家の価値と個人の意義』完成稿においては、法と目的の関係、法と実現主体との関係が論理的に整合的に把握されることで、法は実現主体によって経験的世界において実現されることが論証される。それによれば、法とは実現されるべき規範であり、自らを実現することはできないが、実在する何らかの主体によって実現されうる客体である。その際に法を実現するのは「法のうちに見出されるエトスの主体」として規定される国家である。したがって国家の課題は、二世界を媒介し、経験的世界において法を実現することなのだとされる。シュミットにとり、国家の尊厳と国家権力の正統性は、法を実現するというこの課題の遂行に基づいている。本書完成稿で提起された諸論点の中でもとりわけ強調されたこの第三の主張を、シュミットは次のように説明する。

「国家はその尊厳（Würde）を、ある法則性に負っている。この法則性は国家自体に由来するのではなく、むしろこれに対して自らの權威（Autorität）は派生的なものに留まる。そのような法則性は法の内にのみ見出されるので、法が国家から定義されるのではなく、国家が法から定義されるべきである。国家が法の創造者であるのではなく、法が国家の創造者である。すなわち、法は国家に先行する」（WS50）。シュミットによれば、「あらゆる法学的精神活動のも基本的な出発点は、規範だけが与えることができる正統化（Legitimation）を要求し、法を国家の前に置く」（WS53）。「単なる事実的権力は、そのもとで権限が正統化される規範を前提とすることなしには、いかなる点においても、何らかの権限へと高められない」。それゆえシュミットは、法の優位が基礎づけられると論じ（WS52）、法が国家の正統性の源泉であることを強調する。

シュミットは、「法治国家」という概念もまた「法の優位を示すもの」であるとして、独自の解釈を提示する。シュミットによれば、法治国家とは「完全に法の機能になろうとする国家」である。このように定義される法治国家において「国家は法から完全に把握され、定義され、完全に法の領域へと高められる」（WS54）。すなわち、国家は「現実に対する法の影響の道具」（WS56）となり、こうした国家の定義においては、法治国家以外の国家は存在しない。法哲学的考察の対象となる国家は経験的に存在する複数の国家ではなく、「理念的国家」である。この「理念的国家」を国家の模範的なあり方として、「あらゆる経験的国家は法の最初の奉仕者として、その正統性を受け取る」（WS57）。このようにシュミットは、国家の正統性の源泉が法であることを強調する。

固有の自律的世界の内に留まり、本質的に経験的世界と関係をもたない法を経験的世界のうちに実現する主体は、国家である。シュミットは「理念的国家」を、法実現という課題を遂行する主体として、すなわち法と諸個人との中間に存在する「法形象（Rechtsgebilde）」として措定する。つまり「理念的国家」は二元論的世界の間における「構成点

(Konstruktionspunkt)」であり、「規範と実在する経験的世界の対立における一方の世界からもう一方の世界への移行点 (Übergangspunkt)」(WS:56) としての役割を果たす。シュミットによればこのような「二世界の間」、「構成点」、「移行点」としての国家が「主権的決断の行為」(WS:79)を通じて、法を「定式化」する。それによって法、厳密には「純粹な思想としての法」が、実定法すなわち「世俗的現象としての法」である国家法律となる (WS:56)。

その上でシュミットは、法の世界と経験的世界の深淵は克服しえないほど大きいので、法が「定式化」されることが第一に重要であると論じる。すなわち「実定的法律においてはすべて、単なる確認された存在の契機が有効化するということが必要になる」。それゆえ、「場合によっては「一般に何かが実定的規定になる」ということが、「どのような具体的内容がそれ「実定的規定——引用者」になるか」ということよりも重要になる」。シュミットにとり、「決断」それ自体の意義に対するこのような問題関心は『法律と判決』(一九二二年)から連続している⁽¹⁸⁾。彼によれば、「どのような具体的内容が実定的規定になるか」ということに対する無関心、すなわち「内容的無関心」は、「国家の法実現の努力」から生じる (WS:80)。決断内容についての「時間を超越した正しさの放棄と内容的無関心の契機の受容」は、「実在する現象の世界の権力と協定がなされたがゆえにもたらされなければならない犠牲である」(WS:81)。つまり、不可視の法規範が確定され、実在化することが第一義的問題であるから、決断内容は第二義的問題として後景に退かざるをえない場合があると述べる。決断主体は自己の行為の正統性の源泉である「抽象的思想としての法」により内面的には拘束されるとしても、決断主体が決断する対象の内容を客観的に問うことはできず、決断内容は主体の「決断」に完全に依存することになる。換言すれば、法規範の内容は主体に先行するものであり、主観的には所与として認識されるが、客観的に認識されえないので外部からその内容を問うことはできない。決断それ自体の意義、決断内容に対する決断自体の優位というシュミットのこの思想は、従来、その後提唱される決断主義理論の萌芽であるとされ、のちの著作との連

続性がこの点に求められてきた。⁽¹⁹⁾これについて新田は、本書に見出される「抽象的思想としての法」の契機といういわゆる「規範主義」的要素がのちに「論理的明確化の要求」によって清算され、決断それ自体の意義という「政治的思惟が「純粋化」されて姿を現わす」ことになったと解釈している。⁽²⁰⁾

ただしシュミットは、国家に対する法規範の内的拘束という契機を重視しており、国家に対する法規範の優位が維持されなければならないと主張している点に留意する必要がある。すなわちシュミットは、法規範は国家によって正確な内容を伴って「定式化」されなければならない、と述べるだけではなく、「抽象的思想としての法」を決断主体から保護するための対策を講じ、その必要性を強調している。「抽象的思想としての法」と国家の定めた制定法、実定法という「法における二元論が認められ、認識されるならば、その実現過程、すなわち法の国家化の過程を、抽象的規範の保護のために監督下に置くことが重要になる」。それゆえ、「この定式化を与える、同様に確実で不可謬の審級を求める努力が生じる」(WS81f)。つまり、決断主体によって恣意的に「法」が捏造されることを予防し、「法」が正確に定式化されるために、決断の過程は監督下に置かれるべきであり、さらに定式化を行う「不可謬の審級」が要請されるべきだとシュミットは言う。彼によれば、「法を国家から保護するために、法と国家の間にもう一つの審級を押し込む」必要がある。「プラトンの国家における哲学者たちからフィヒテの執政官(Ephorai)の要請まで、この思想が常に新たな衣装をまとうて姿を現す様相は非常に興味深い。すなわち、非常時に国家の根本法律の侵害に際して、国家禁令を言い、政府の実力を停止し、執行者に責任を負わせることのできる執政官の要請である。あらゆる事例において、国家の事実的権力の濫用、人間の事実的悪や弱さへの不信とそれに立ち向かうとする試みが基礎を成している」(WS83)。

(五) 同時代の知識人による反応

本書に対する同時代の知識人による反応は概ね好意的なものであった。その方法論がケルゼンのそれとあまりにも酷似しているにもかかわらず引用元が明記されていない、という批判的な書評が寄せられたが、この評者もその他の点では本書を高く評価していた。もつともこうした批判は、シュミットにとり心外だったことだろう。確かにシュミットは本書で、出典を記さずに「規範的考察」と「自然科学的考察」(WS26)というケルゼンが用いたことで有名である対置に言及したが、シュミットの主眼は二元論がいかに克服されるかという点にあり、二世界の「媒介」を目的とする議論であった。この点で両者の思想には根本的な相違があったと言える。

また、本書はヴィーン大学のケルゼン学派から積極的評価を得た。⁽²²⁾そのうちの一人である国際法学者アルフレート・フェアドロスは、一九一四年七月二九日にシュミットに宛てた書簡の中で「ケルゼンの法哲学の演習でああなたの興味深い著書について報告を行った」と述べた上で、本書を次のように絶賛した。「規範理論に取り組んでいる小規模のヴィーン・クライスにおいて、あなたの著書は大きな賞賛を見出した」(TB2498)。

なお日記帳の記述から、シュミットが本書刊行以前にハンガリー出身の哲学者ゲオルク・ルカーチに一部を送付し、批評を求めていたことがわかっている(TB2135)。⁽²³⁾数日後の日記には、ルカーチから「本の送付に対する丁寧な返答」(TB2138)を受け取ったことが記されているが、その具体的な内容は不明のままである。

第二節 最初期シュミットにおける共同体と個人

(一) 神学的世界像における共同体と個人

以上にみたように、『国家の価値と個人の意義』においてシュミットは、法と事実ないしは存在と当為を峻別すると

いう二元論を前提としながら、経験的世界の内に法を実現することを目標としていた。従来の研究においても、二元論的思想は初期シュミットの特徴として考えられてきた。ニコレッティによれば、「カール・シュミット思想がその基盤をおいており、なかならず彼の初期著作を刻印している理論的地平は、二元論の兆候を帯びている」⁽²⁴⁾。この二元論的思考は、当時のドイツ国法学における新カント派の影響下で形成されたが、それと同時に「シュミットのカトリック的出自」に基盤をもつこともまた指摘されている⁽²⁵⁾。すなわち前節でみた『国家の価値と個人の意義』が示していたように、シュミットは新カント派と同様に存在と当為を峻別する二元論の立場をとりつつも、分離の状態にとどまらず二元性を媒介することを目指していた。つまりニコレッティが述べるように、「相対立し合って現れている世界の間を媒介する概念を見出すことを望んだ」⁽²⁶⁾（傍点強調は引用者による）。この点で、当時のシュミットを新カント派に安易に分類することはできず、その独自性は彼の「カトリック的出自」に由来するものであると分析されてきた⁽²⁷⁾。

二元論に対するシュミットの神学的、形而上学的次元における洞察は、彼が一九一七年にカトリック系雑誌『スンマ』に寄稿した「教会の可視性」⁽²⁸⁾に示されている。この小論においてシュミットは、あらゆる二元論の原型とされる「根本的二元論」について論究する。この根本的二元論は「キリスト教の導入以来、世界を支配している」⁽²⁹⁾（SKT4）が、同時に「人間の原罪（Sünde）を通じて世界に入ってきた」⁽³⁰⁾（SKT6）ものであるとされ、以下にみる通り、シュミットの二元論に対する評価はアンビヴァレントである⁽²⁹⁾。

ここでシュミットは、キリスト教の神観念が存在しない世界がいかに不正義と不条理に支配されるものであるかを次のように説明する。「人間関係の合法性が人間関係に内在的なむき出しの世俗的帰結にしたがって形成されるならば、歴史的現実においてはいかなる個人もはや尊重されず、自分の部屋であれ、家であれ、法律の枠内であれ、個人が自己の人格を全うすることを保証するために作り出されたあらゆる制度は、個人がある日自分の部屋から連れ去られると

いうことから個人を保護しない。そのとき個人は、神に見捨てられた世界において一人で存在するのではないということが何を意味するかを理解する」(SK73f.)。

シュミットによれば、人間が世界の内に存在するということは常に「他者と共に在る」(SK74)ことを意味する。「神に見捨てられた世界」において「一人で存在するのではない」、すなわち「他者と共に存在する」とき、「ある日自分の部屋から連れ去られる」というような不正義が罷り通る。「神の前では人間は無であるが、現世において人間は初めて、真に無化(vernichten)される」(Ebd.)。「人間関係に内在的な帰結」、すなわち人間の共同体に固有の不正義や不条理は、人間の「原罪」に由来するものであるとされる。シュミットによれば、人間の原罪から「諸々の悪しき二元論」が生み出された。すなわち、この二元論は「神の言葉にも係わる神的思想の神的肉体から世俗的目的のための手段を作り出した。また、法を物質的権力の手段へと外観を損ね、善と利益の一致を対立へと逆転させ、自律と他律との誤謬をもたらすアンチテーゼを引き起こした」(SK76)。それによって「戦慄すべき混乱、生、思想、言語の一義性の喪失」がもたらされ、「合意を全く不可能にし、悪意を有益なものとして保護し、それぞれの利害的立場を反駁できないものにした」(Ebd.)。シュミットによれば、こうした世俗の人間共同体に固有の、悪や不正義の蔓延る世界を変革するのがキリスト教の神観念であり、したがってキリスト教の成立は「偉大なものの評価に値する、世界史上唯一の革命」(SK74)であった。「いかなる賢明で好意的な立法者も、人間を世俗的合法則性の帰結から救い出すことはできない。しかし、神はあらゆる合法則性を自身に基礎づけ、その口から生じさせるといふ驚嘆すべき大変革を通じて、世界における人間を救う」(Ebd.)。すなわち神の救済を通じてのみ、世界は「人間関係に内在的なむき出しの世俗的帰結にしたがって形成される」ことなく、正義が実現されうると論じる。こうしてシュミットは、キリスト教導入以前の、人間共同体に固有の法則に支配される世界と、神観念を通じて人間が救済される世界とを対置すること、¹「神の国」と「地の国」というアウグスティ

ヌスの世界観に類似する二元論的世界観を示し、前者に絶対的善と正義を、後者に原罪と不正義を対応させた。

こうした世界観を前提に、シュミットは「可視的教会」の意義について次のように論じる。「共同体の構成員が神から直接尊厳を受け取り、それゆえ共同体によつて無化されえないならば、しかも共同体を通じてのみ神へと帰り着くことができるならば、可視的教会（sichtbare Kirche）が生じる」（SK:74f）。すなわち神観念を人間の世俗世界に「媒介」するものが「可視的教会」であるとされる。シュミットによれば、「可視的なものの内における不可視的なものの妥当は、不可視的なものに根源をもち、可視的なものの内に現象しなければならない」（SK:76）。「可視的教会」の本質は「媒介」であり、「不可視的なもの」である神概念を人間が属する世界に「媒介」という課題をもつ。この「媒介」は「一瞬ごとに新たに達成されなければならない課題に留まる」（SK:76）。

（二）個人主義批判

『国家の価値と個人の意義』においては様々な次元で、規範的当為と自然的存在を対置する二元論的思考が見出される。国家論においては、法実現に専念する「理念的國家」と經驗的に存在する諸國家が対置される一方、個人観においては、國家が法実現を遂行するための道具として献身する個人と自然的存在としての人間が対比的に論じられている。シュミットのこうした思考を積極的に解釈するならば、シュミットは常に一種の理想的なあり方を想定し、それとの距離を測定することで現実中存在する國家や個人のあり方を批判的に検討したのだと言える⁽³¹⁾。

では当時のシュミットは、どのような個人観ないしは人間観を抱いていたのだろうか。彼が國家の「途方もない成果」を評価する背景を探ってみるならば、人間を本来悪しきものとする彼独自の性惡説の立場が浮かび上がる。すなわちシュミットは、個人の「エゴイズム」「むき出しの本能」を抑制し無害化したという点で國家を賞賛しているのである。「個別に、

あるいは大衆の中の人間を認識的視点で観察し眺める者」は、国家が「ばらばらに散らばった諸利益の無秩序の中に、規則的な経過において固有の安全をもつて信頼しうる一つの秩序をもたらしたということに心を打たれるであろう」(WS85)。「夥しい放縦で偏狭なエゴイズムやむき出しの本能を少なくとも表面的にはせき止め、無害化し、影響力ある悪党をも少なくとも上辺を偽るよう強いた、という途方もない〔国家の——引用者〕成果」の前に、「国家に対する批判は多くの者にとり、不当でいかかわしい教義主義であるとさえ考えられるかもしれない」(Ebd.)。したがって「非人格的機構と壊滅的事実性をもつ」国家の前に、「あらゆる他の審級への訴え、あらゆる〔国家に対する——引用者〕批判は無駄な検討であるように見える」(Ebd.)。このような見地から彼は、「国家に対するいかなる批判も、空虚な理性的検討であるかのような様相を呈する」(WS96)とすら述べている。

シュミットはこうした性悪説の立場をその後も変更することなく、のちに政治理論と人間本性についての認識を一般化し、理論的に定式化するようになる。周知の通り、『政治神学』(一九二二年)のシュミットによれば、「あらゆる政治思想は何らかの人間「本性」に対する見解をもち、人間の「性善」ないし「性悪」を前提とする」(PT50)。その後、「政治的なものの概念」(第一版、一九二七年)においてはシュミットは次のように述べる。「あらゆる国家論と政治的理念は、その人間学を調べることができ、それが自覚的に、あるいは無自覚に、「本性上悪い」人間を前提とするか、あるいは「本性上善い」人間を前提とするかどうかにより分類されうる」(BP21f.)。「とりわけ、権威的な国家論とアナーキズムの国家論の対立は、この定式に帰着される」(BP22)。また、次のように述べ、自らの政治理論が性悪説を前提としていることを明らかにしている。「真の政治理論はすべて、人間を「悪いもの」と前提する。すなわち消極的に評価する」(BP23)。

iii)でシュミットは、規範的当為と経験的存在とを対比する二元論的思考に基づいた個人観を次のように示していた。

第一に彼は、「汝自身であれ (Sei du selbst)」の格言を独創的に解釈し、それは「具体的存在と達成されるべき要請との間の相違」を含蓄しているのだという。つまりシュミットは一人格の内に「二つの異なる主体、異なる領域の中で構成された主体」、「すなわち「在るべき存在者」と「現実中に在る存在者」とが存在することをこの格言は示唆しているのだと解釈する (WS87)。第二に彼は、デカルトの命題「我思惟するゆえに我在り (cogito, ergo sum)」を独自に解釈し、これもまた「在るべき存在者」と「現実中に在る存在者」の差異を承認するものであると言う (WS88)。それは「個々の経験的個人から出発して、ある規範的構成物を示唆するという解釈を許すばかりではなく、むしろこのような解釈を促すものである」(Ebd.)。そして第三にシュミットは、カント倫理学においては自律の主体である「理性的存在者」と現象界に属する個人とが区別されることを引き合いに出し、「定言命法が妥当する純粹な理性的存在者となった人間」と「生物学的種の個体」とが区別されていると論じる (WS88f)。このようにシュミットは、人間観において在るべき存在者と現実中に在る存在者とを区別し、後者にはそれ自体に価値はないと主張する。シュミットによれば、「自然」からは何ものも価値をもたず (WS98)、経験的存在としての個人はさしあたり単なる事実以外の何ものでもない (WS98)。したがって現実中に存在する個人は、シュミットにとつてそれ自体何ら価値をもたない。このような観点に則る限り、「哲学者は、次のことに自覚的であり続けなければならない。〔法哲学的考察において「——引用者」人間は自然史のカテゴリーあるいは生物学的カテゴリーとして理解されるべきではない。人間はその誕生によって尊厳を得るわけではない」(WS106)。「肉体をもつ具体的個人は、その考察が即物的物質性を超えないならば、全く偶然的な単体である。それはアトムの堆積であり、その容姿、個性、唯一性は、旋風によって柱へと継ぎ合わされる塵以外の何ものでもない」(WS101)。このようにシュミットは、人間は生まれながら平等に尊厳をもつという考え方を正面から否定する。ここでシュミットは、在るべき存在者としての個人をどのようなものとして想定していたのだろうか。彼によれば、人間は「個人的

価値」に参与することによって初めて価値を得ることができ、これにより「初めて法の観点の下での価値評価が可能になるものを、個人から作り出すことが可能となる」(WS:11)。この「個人的価値」とは、法実現を行う国家の道具として、その課題の遂行に貢献することを指す。すなわちシュミットにとり、個人の「意義」は「法を実現するという課題にしたがってのみ測定されうる」(WS:87)ものであった。「各人の尊厳はすべて、彼が国家に献身することにかかっている」。このような論理からして、「その献身がより完全に、より意識的になればなるほど、国家における彼の地位は高くなる。国家においては、各人は自己のものを果たさねばならず、しかし利得を求めてはならない」(WS:92)。「国家にとって、個人はそれ自体〔法実現という——引用者〕唯一本質的な課題のための偶然的な担い手、遂行しなければならぬ特定の機能の担い手である。それゆえに原理的には、国家はいかなる個人をもかけがえのない、代替できない存在であるとは捉えない」(Ebd.)。さらにシュミットは、絶対君主もまた国家の法実現という課題を遂行する担い手として、「国家の最初の奉仕者」(WS:94)なのだという。

このようにシュミットは、一方では普遍的人間の尊厳を否定し、他方で国家への貢献と奉仕を基準として個人の「意義」を測るという徹底した反人間主義、反個人主義の立場を採っていた。⁽³²⁾このとき彼は自らの思考が反個人主義に立脚していること自覚的であった。それゆえ、本書の反個人主義的思想とその帰結に対する批判、特に反個人主義は「時代に適合しない」とする批判(WS:11)を予想して、この著作序文において予め反論を用意している。シュミットによれば、本書の反個人主義的帰結を「不合理な先祖返り」である、とか「野蛮かつ反文化的な生への敵対への逆行」であるとして批判する現代人たちは、「我々の時代」の本来の性格について誤った、あるいは少なくとも無批判な前提に立っている(Ebd.)。

このように述べるシュミットには独特の時代認識がある。彼によれば「我々の時代」は、生活様式や行動様式が画

一化した個性のない時代である。シュミットの形容によれば、近代とは「機械と組織の時代」「機械主義の時代」「自身には欠如しているものをもつ憧憬の対象を通して示される時代」「精神的生活、文化、学問の領域にまで拡大する経営(Betrieb)の觀念の内にその文化が頂点に達する時代」「貨幣経済、技術、管理芸術、絶對的な間接性、一般的予測可能性の時代」「法典化と包摂に対する要求をもつ時代」(WS12f)なのである。「ここ」では權威に敵對的な精神が支配しているのではなく、よい趣味に対する完全な従順さが支配している」(WS13)。こうした時代において、「今日では多くの人間は、もはや自己の卑劣な言動や粗悪な振る舞いを恥じないがゆえに、彼らは個人(Individualität)と見做されているのである。勿論、よい趣味とは形成された豊かさであるが、欠乏の所産でもある」(Ebd.)。こう述べた上でシュミットは、実際には現代とは個性のない「精神的貧困」の時代であるという。しかしだからと言って、現代を「卑小な時代」であると考えする必要はない。シュミットは、反個人主義的特徴を持つ「我々の時代」を肯定し、「むしろまさに今日、時代潮流の中で新たな偉大さが始まりかけている」(Ebd.)と述べる。なぜならば「我々の時代」には、「個人の中に存し、かつ個人の価値を構成する統一」である「精神的紐帯」、すなわち国家に献身する個々人の絆が見出されるからである(WS14)。

このように、当時のシュミットにとって個人主義批判や個性の否定は、国家の価値に対する賛辞と表裏一体の関係にある主張であった。そこからは国家主義的帰結が導き出され、国家に対する個人の奉仕や絶對的服従が正当化されることになる。第一次世界大戦の開戦前夜、シュミットが抱いていたのはこうした国家観および個人観であった。

(三) 近代主観主義批判

これまでみたように、初期シュミットに見出される反個人主義的見解は神学的世界像の次元で、また法哲学的次元で

展開されてきた。さらにシュミットの個人主義批判は、ドイツ人ロマン主義者アダム・ミュラーやフリードリヒ・シュレーゲルに対する批判として形を変えて再論されることになる。第一次大戦中に執筆され、一九一九年に公刊された『政治的ロマン主義』においてシュミットは、政治的ロマン主義という現象を近代以降の歴史過程に位置づけて把握し、個人の主観を絶対化する政治的傾向の問題性を指摘した。

政治的ロマン主義が成立する背景として、近代西欧における知的断絶をシュミットは次のように説明する。彼によれば、近代精神の端緒における「二つの偉大な変化」とは、第一にコペルニクスの地動説であり、第二にデカルト哲学である。そして後者と共に、従来の存在論的思考の動揺が始まった (PR47f)。「我思惟するゆえに我在り (cogito, ergo sum)」というデカルトの思想は、外的世界の实在に目を向けさせる代わりに、主観的な内面的過程へと、すなわち思惟へと人間を導くものであった (PR48)。シュミットはこれら二つの変化を各々反対の方向へ向かう現象、「逆行する運動 (Gegenbewegung)」 (PR47) として把握する。すなわちコペルニクスが提唱した天体説により、人間の自然科学的思考は地球中心主義的 (geozentrisch) であることを止め、中心点を地上の外に求めたが、他方で哲学的思考は自我中心的 (egozentrisch) となり、中心を自己の中に求めた。こうして近代以降、個人の主観を中心とする思考様式が主流となり、近代哲学は思考と存在、概念と現実、精神と自然、主観と客観の分裂に支配されることになったのだとシュミットは論じる。

シュミットによれば、こうした転換を経て、「かつての形而上学における最高次にして最も確実な实在、すなわち超越神は除去された」 (PR49)。こうで新たに、誰が歴史的現実において「最高次にして最も確実な实在」「究極的な正統化の地点 (Legitimationspunkt)」としてかつて神が担っていた機能を引き継ぐのかという重大な問題が生じる (Ebd.)。シュミットによれば、こうで哲学的認識論の帰趨を俟つことなく「二つの新たな現世的实在」が登場する。それは共同

体ないし「人民」概念と「歴史」であり、この二者は新たなデミウルゴスとして人間の思考を支配したのだとされる（Ebd.）。ロマン主義は近代におけるこうした転換を前提に成立した。そもそもロマン主義という概念は従来様々に対立するメルクマルや定義によって説明されることにより混乱を引き起こしてきたが、シュミットによれば、ロマン主義と呼ばれる複合物の歴史的―精神的関連の中から、正當に「政治的ロマン主義」と呼ばれるべきものの特質を規定する必要がある（PR.13）。そこでシュミットがロマン主義者の精神構造に対して一貫して批判的な検討を行う中で、批判の根本的対象としたものがその過度の主観主義であった。

シュミットはロマン主義者の精神構造とその立場を次のように説明する。「フイヒテの個人主義の影響の下で、ロマン主義者は自らが世界創造者（Weltschöpfer）の役割を演じ、自己自身から実在を生産することができると強力であると感じていた。それと同時に彼らは、二つの新たな実在、すなわち共同体と歴史——彼らはその二つの力に即座に屈服したのだが——の使者でもあったのである」（PR.57）。つまりロマン主義者は、自己の主観がかつての超越神に代替しうる、すなわち「最高次にして最も確実な実在」「究極的な正統化の地点」として機能しうるのだと考えた。しかも同時に、新たに影響力をもって登場した「共同体」と「歴史」という実在と自己を同一化することをも欲したのだという。

そもそもロマン主義とは、先行する世代である古典主義に対抗する青年運動として開始されたものであるが、批評と性格描写以外の点で先行世代に勝るものを実際にもたなかった。そこでロマン主義者は、現実性よりも可能性をより高次のカテゴリーとして設定することで、困難な状況を内面的に克服しようとした。「世界を創造する自我の役割を日常の現実の中で演じることはできない」。それゆえに彼らは「永遠の生成という状態、決して完結することのない可能性」という状態を、具体的現実の制約性よりも好んだ」（PR.60）。シュミットの分析によれば「可能性と現実性とのロマン主義的な葛藤」から、ロマン主義にとつての二つの新たな実在、すなわち共同体と歴史との意義が明らかにになる。つま

りロマン主義的主観は、中世の神秘主義者が神の中に見出したものを自ら継承し、この「可能性と現実性との葛藤」を解消し統一を果たすという課題を達成するために、共同体と歴史を利用しようとしたのである (PR:61)。すなわち「こで共同体と歴史は、「尽きることのない可能性の源泉」としてロマン主義的主観に仕えるものとなる (PR:62)。

こうしてロマン主義者にとっては、共同体ないしは人民も、そして歴史もまた、単なる「機会原因 (occasion)」となる。「ロマン主義においては独創的な主観が神の地位につき、外的世界を自己の活動と生産性のための機会原因と見做す。最も大きな外的出来事、革命や世界戦争もまたその主観にとってはどうでもよいことである。出来事が偉大な経験あるいは独創的な着想のきっかけとなったときに、初めて出来事は意味をもつようになる」 (PR:89)。

しかし原理的には、ロマン主義者の特徴である主観主義と、共同体や歴史を中心とした思考とは両立しない。「神としての独創的な主観は、その神的な自律性を実際に真剣に貫いたならば、いかなる共同体をもはや許容できない。主観を共同体と歴史へと包摂するということは、世界を創造する自我の退位を意味した」 (PR:57)。最終的にカトリック教会の中に自らの求める実在を見出したロマン主義者たちは、教会に対しても独創的な主観を弄ぼうとしたが、カトリック教会により内面的に圧倒された結果、その主観主義を放棄せざるをえなかった。シュミットによれば、こうした「決定的な放棄とともに、ロマン主義的状况は終わった」 (PR:88)。したがって結局、ロマン主義者はどこにも実在を見出すことはできない。「主観主義的留保の帰結は、ロマン主義者は彼が求める実在を自己自身の内にも、共同体の中にも、世界史的発展の中にも、彼がロマン主義者である限りは昔の形而上学の神の中にも見出すことはできなかったというところである」 (PR:68)。こうして「実在への意志は外観への意志に終わる」 (PR:74)。

こうした精神構造に基づくロマン主義者の政治的態度はどのようなものであるか。シュミットによれば、「美的生産性を志向する機会原因論的同意」 (PR:112) あるいは「ロマン主義的唯美主義」 (PR:113) においては、全てのものが美

的形態化のための素材となる。それゆえロマン主義者にとっては美的対比、すなわち美醜以外の対立は存在しないため、論理的区別も道徳的価値判断も政治的決断も、ロマン主義者には不可能である。「政治的活力の最も重要な源泉である、正しさへの信仰と不正に対する憤激は彼（ロマン主義者——引用者）にとり存在しなかった」（PR:153）。こうした精神的態度ゆえに、ロマン主義者は現実にはいかなる任意の政治的立場や勢力とも結びつくことが可能であった。「ロマン主義的な宇宙はあらゆる任意の点の周りを廻りうる。共和国大統領であれ、絶対主義的君主であれ、教皇であれ、スルタンであれ、成功した銀行家であれ、ボヘミアンであれ」（PR:142）。すなわちロマン主義者はその受動性ゆえに、「半ば叙情的に、半ば主知主義的に他者の能動性に追従する」（PR:161）。このようなオポチュニズムからして、ロマン主義者は常に「より高次のもの」、より権威あるものに安易に迎合し、政治的には「政府至上主義（Governmentalism）」（PR:162）に帰結する。これと同時に政治的ロマン主義者は、自己自身で決断や責任を引き受けて危険を冒すことを終始一貫して回避する。

このように「無責任な主観主義」（PR:153）あるいは「政治的受動性」（PR:148）を特徴とするロマン主義者は、批評を行うことはできるが、厳密な意味ではいかなる政治的行動をも決断しない。したがって必然的に、「政治的行動が始まるとき、政治的ロマン主義は終わる」（PR:162）のだ。こうしてシュミットは、過剰な個人の自我中心主義に陥った精神的態度に基づく政治的判断や現実的行動がいかに無責任で問題を孕むものであるかを、ロマン主義者に対する分析を通じて例証した。このように主観主義的精神構造を根本的問題と見做す『政治的ロマン主義』の批判は、それ以前にシュミットが神学的—法哲学的次元で表明していた反個人主義的立場からの一貫した帰結であった。

第三節 法学方法論をめぐる一九一〇年代におけるシュミットとケルゼン

本節では、シュミットの思想形成に影響を与えた法学方法論である神学—法学並行論と擬制 (juristische Fiktion) について、一九一〇年代におけるシュミットの見解を考察する。この二つの方法論は、同時代のヴィーン出身の法学者ハンス・ケルゼンによっても用いられていた。そこで以下では、これらの方法論に関する両者のアプローチを対比することでシュミットの独自性を浮き彫りにするとともに、一九二〇年代において両者の民主主義観の相違をもたらす分岐点となる思想的背景を確認する。

(一) 初期シュミットにおける神学—法学並行論

『政治神学』においてシュミットが提唱する「政治神学的方法」とは——のちに第三章で詳しく見るように——神学上の諸概念と国法学上の諸概念との類比関係、また神学・形而上学的世界像と国家・政治形式との類比関係を仮定し、その間の構造的同一性を認識するという方法論を意味する。和仁は、政治神学的方法がすでに『法律と判決』に見出されることを指摘している。³³ そうであれば、シュミット独自の方法論はドノソ・コルテスをはじめとする反革命国家哲学者からの歴史観の受容を主たる契機として確立する以前から、神学と法学との特殊な関係についての独自の認識に支えられていたと言える。この指摘に従って以下では、『法律と判決』にそのような思考の萌芽がどのように見出されるのかを検討する。

裁判官による判決の正しさの基準を主題とする『法律と判決』本論とは別に、その末尾に「補遺Ⅲ」として付された論稿においてシュミットは、古くから法学にとって神学の方法論がなじみ深いものであったと述べている。彼によれば、従来の法学研究は「法学を「学」へと構成するための（例えば、厳密な自然科学の方法論のような）特定の方法論」を求めて努力し、そのために法学を他の諸学問と比較し、並行的な推論形式を模索してきた (GU:123)。そもそも法学史

上長らく、法学は他の学問諸分野と比較されてきた。近年の例として最もよく知られているものは、イエーリングによる法学と自然科学、特に化学との比較である。しかしシュミットによれば、法学は自然科学の一分野になるや否やもはや法学ではなくなり、社会学や心理学、国民経済学となってしまう（GU:124）。すなわち法学には、「厳密な自然科学」という理想に基づく方法論は適さない。しかしながら「厳密な自然科学」という理想に基づく方法論以外のものを発見できないという認識から、法学は純粋な「事実学」[Tatsachenwissenschaft]となるべきだとする要求が生まれた（Ebd.）。だがこうした法学理解と闘うべく登場したのが、近年の自由法運動であった（GU:125）。シュミットは、カントロヴィツが『法学のための闘争』において自由法運動と自由宗教運動との間に並行性を見出そうとした試みが特に影響力を有し、それが法学方法論への考察を促したという。というのも、「伝統的な法学の解釈学（Hermeneutik）と神学的解釈学（Interpretationslehre）との間には、歴史的にも証明できる方法上の関係が存在するからである」（GU:126）。「神学的解釈に関しては、法学者にとっては昔から、神学的解釈の方法を自らの方法と比較するということとはなじみ深いものであった」。その例としてシュミットはヨルダンの論文（一八二五年）から次の一節を引用する——「裁判官の活動は、生の諸関係について創造者の精神に従ってキリスト教徒を養成し、かの精神において効果を及ぼし続ける神学者の活動と似ている。それは常に、現実の事例に対する字面の適用ではなく、法律の精神の適用に他ならない」（Ebd.）。

このように、のちの政治神学的方法に関わる神学—法学並行論は『法律と判決』ではその思想の片鱗が断片的に示されているにすぎない。こうした萌芽的思考に、ドノソ・コルテスらの歴史観の受容という契機が加わることで、『政治神学』では体系的に政治神学的方法が論じられることになる。

（二）初期ケルゼンにおける神学—法学並行論

V. ノイマンは近年、ケルゼンが一九一一年以来シュミットの『政治神学』に先行して神学—法学並行論に言及していたことに着目し、初期ケルゼンにおけるその議論の全体像を帝政期ドイツ国法学の文脈に位置付けて解明した。⁽³⁴⁾ ノイマンによれば、帝政期ドイツ国法学において国家と法とは非同一であり、国家は法に先行するという認識が支配的であった。しかし他方では、法により国家を拘束しようとする法治国家論の構築が目指され、ゲオルク・イェリネクが国家の自己拘束理論を提示した。⁽³⁵⁾ ケルゼンもまた国家が法により拘束されるとする説を支持したが、彼はイェリネクによるこの理論の基礎付けの仕方には問題があると考え、『国家学の根本問題』（一九一一年）においてその理論的根拠を批判した。ケルゼンによれば、道徳的義務の主体は常に個人でしかありえないにも拘らず、イェリネクの自己拘束理論は「人格」という共通の類概念の下に、自然的人格のみならず法的人格をも理解している。しかし人間の自律は倫理的義務を基礎付けることはできても、法的義務を基礎付けることはできない。なぜならば法的義務は本質的に強制であり、自らに強制への義務を課すという自己拘束は不可能であるからである。したがってイェリネクのいう国家の法的義務は「偽装された道徳的義務に過ぎない」。⁽³⁶⁾

そこでケルゼンは、イェリネクとは異なる方法で国家の自己拘束理論を基礎付けようとした。そのためにケルゼンが認識論上の手段として利用したのが「神学と国法学は並行性をもつ」とする方法的見地であった。「国家不法について」（一九一二年）においてケルゼンは、国家の自己拘束理論を「神の人間化の教義」すなわち弁神論との類比（Analogie）によって次のように基礎付けている——「全能の超越神は二つの人格へ、すなわち神—父と神—子へと分裂し、前者は後者の内で自ら立てた世界秩序に服従し、全能性を放棄する。国家も同様に自己拘束理論に従い、国家自身がつくり出した法に屈服しなければならない。自然における神の全能性に対応するものが、法の領域における国家の全能性である。世界は神が創造した自然法則に服従しているが、神が自ら作り出した自然法則に拘束されているならば、神は全能では

ありえない。神が自然法則から自由であるということは帰責の概念において表れる。神は例外的に自然法則を破りうる限り、神の全能性という神学が維持される。これと同様に、国家理論もまた、一般的に国家は法命題により拘束されるべきではあるが、「例外事例」においては法なしに、あるいは法に抗しても公共の福祉を維持する能力をもつことを主張する⁽³⁷⁾。

ノイマンによれば、ケルゼンにとって神学の概念技術と法学のそれとの間には「広範なアナロジー」が存在しており、また神概念と国家概念との論理的構造は「並外れた親縁性」の点で際立っていることは自明であった。ケルゼンは「平凡な意味でプロテスタント神学とカトリック神学とを非合理的現象であるとして告発したのではなく、並行性の証明によって、支配的国法学はすでに学問的に信用を失っており、批判はすでに尽くされた」と告発したのだ⁽³⁸⁾。

ただし「神学と国法学を並行関係において捉える (parallelisieren)」というこの方法論に対するケルゼンの態度は両義的である。一方でケルゼンは、この方法を用いることで、国法学上の実質的問題に対処するための認識上の利益が得られると考えていた。実際に、その後もケルゼンは『一般国家学』（一九二五年）において神学との構造的アナロジーという方法を認識手段として用いている。その他方でケルゼンは、この方法論がもつイデオロギー作用に対して批判的視点をもち続けてもいた。ケルゼンによれば、神学は「神の人間化という神秘」という「究極的概念のメタ論理的、超合理的性質」に基づきうるが、「国家学・法学は同様の神秘を主張するとしても合理性の領域に留まっていると装わなければならない⁽³⁹⁾」。したがって必然的に、この方法論は恣意性を孕んでいる。この恣意性はしかし、そもそも支配的国法学において顕著に見出されるものであった。すなわち彼によれば、国家を「法以前の権力現象」として捉えながら、その国家を他方で法治国家として理解しようとする支配的国法学は「論理の暴力的強制」を行っている。そこで「体系の統一性と純粋性を創出する」ために、ケルゼンは「国家を法と同一化すること、国家を法秩序として認識すること」

が真の純粹法学の前提である、すなわち「真の科学性への道」であると結論するに至った。⁽⁴⁰⁾

以上の議論からノイマンは、「ハンス・ケルゼンとカール・シュミットは各々独自の方法で、ほぼ同時に、互いに独立して「神学と国家（国法）論」という主題を発見し、議論を展開した」⁽⁴¹⁾と結論づける一方で、ケルゼンがシュミットに先行して最初にこうした主題を取り扱ったと考えた。すなわちノイマンは、シュミットによるケルゼンへの挑戦として『政治神学』を捉え、シュミットはケルゼンよりものに、ケルゼンにより触発されることでこの主題を扱うに至ったと解釈している。「一九二二年に出版された『政治神学——主権論四章』というタイトルからしてすでに、ケルゼンの挑戦に対する回答としてこの著書が構想されたということがわかる」。さらに、「シュミットはケルゼンにおける国法と神学とのアナロジーを取り上げ、それを肯定的なものへと転換し」、ケルゼンが保持していたこの方法に対する批判的視点を取り払ったのだという。こうしてノイマンは、シュミットがケルゼンに対抗して「神学的に着想を与えられた思考によってのみ、国法学上の主要な概念、例えば主権や国家、法という概念を理解することができる」と主張したのだと捉える。⁽⁴²⁾ その結果、シュミットにおいて「国法と神学との並行化は強烈な印象とともに始まり、高みを目指したが、『主権者は権力政治的に自らの意志を押し通す者である』というむしろ素朴な認識へと着地した」のだとされる。⁽⁴³⁾

だがこうしたノイマンの解釈は、この主題をめぐる一九一〇年代のシュミットとケルゼンの関係を究明する試みとしては不十分である。なぜならば、先に見た通り、シュミットもまた一九一二年度の学位請求論文『法律と判決』以来、独自に神学——法学並行論に言及しており、ケルゼンよりもちにこの問題を主題化したとは言えないからである。ノイマンがこのことを把握しえなかったのは、彼が専らシュミットの『政治神学』にのみ考察を限定し、そこでの主題が『政治神学』以前の著作において取り扱われていたことを何ら顧慮しなかったからである。

（三）擬制論に対するシュミットの評価

そこで、なぜシュミットとケルゼンが一九一〇年代のほぼ同時期に同様の主題を取り扱うに至ったのか、その背景にある両者の関心について考察を進めたい。以下では、一九一一年に公刊されたハンス・ファイヒンガーの著書『へかのように』の哲学』とそこで示された擬制（juristische Fiktion）論に対する両者の評価を明らかにし、比較する。

シュミットは一九一三年六月一日の『ドイツ法律家新聞』に、ファイヒンガーの同著作に対する書評を寄稿し、ファイヒンガーの議論に対して非常に高い評価を与えている。「ファイヒンガーの著書が法制史にとって、また教義学や方法論にとって多くの示唆に富んでいること、そしておそらく法学と法実務をめぐる論議全体にとって新たな転換を与えるものであることを納得させるためには、これら諸々の暗示〔シュミットによるこの書評での指摘——引用者〕で十分であるだろう」（F:805）。

シュミットは擬制の意義を次のように評価する。シュミットによれば、近代法学の特徴は「補助科学、とりわけ国民経済学や社会学、心理学」といった他の諸学問が法学の領域に対して有する意義をより一層認知したことにある。そのために、法学にはもはや固有の領域が存在しないように見えるのだという（F:804）。拡張解釈や縮小解釈、および類推解釈や反対解釈といった法学における従来の解釈学上の諸手段は、近年しばしば批判の対象となり、説得力を失ってしまった（Ebd.）。こうした「法学のための闘争」の中で、「法学において技術上完璧に発達させられてきた人間の思考上の技巧（Kunstgriff）」すなわち擬制は誤解されてきたのだという。「それゆえまさにふさわしい時期に、ある哲学者の著作が出版された。この著作は単に論理と認識理論にとつての擬制の意義を論じたのみならず、実践科学の方法にとつての擬制の意義をも驚くほど多面的に取り扱い、いくつかの章においては法学を研究対象としている。そのためにこの著作は単に原理的な意義〔中略〕のみならず、我々〔法学者——引用者〕にとつて直接的な意義をもつ」（Ebd.）。

ここでシュミットは、近代の法学者が擬制に与える評価を次のように整理している。「擬制という語はほとんど嘘を包含する発明 (jügendhafte Erfindung) と同等のものとなってしまうたかに見える。これは大抵非難として用いられる。〔中略〕いずれにせよ擬制は、法学的構成の根底には単なる思考されたものが存在すること、すなわちそれ自体においてすでに論駁されうるものがあることの証左であると考えられている」。シュミットによれば、こうした議論が見誤っているのは、「思考されたものの現実性が重要なのではなく、学問と法実務にとつて擬制が有する実際上の利用可能性が重要である」という点である (JF805)。「擬制とは、技巧であり、誤った仮定を通じて正しい目的へと至るために、人類があらゆる学問において幾千回も歩んできた道である。そして、とりわけ数学と自然科学において、その価値と正当性を長らく示してきた方法である。〔中略〕法生活における数え切れないほどの進歩は、擬制の恩恵を被っているのである」 (Ebd.)。「擬制とは、自覚的に恣意的な、あるいは誤った仮定であるが、それにも拘らず認識を促進し、価値ある成果をもたらしているものである」。

ただしシュミットは当時、擬制という手段の使用を手放しに推奨したわけではなく、その適用の限界についても考察していた。彼によれば、英国の法学界において顕著に見られる擬制の過剰適用は、この方法が学問的に誤っていることや、これが非難されるべきものだということを証明するものではないが、擬制を適用する際には「正しい限度が守られることが重要である」。「擬制の正当性の根拠と限界は、現実との〔距離の——引用者〕近さにあるのではなく、それが認識にとつて有する有益性の点にある」 (Ebd.)。この教訓こそが「法学者にとり、ファイヒンガーの著作の中で最も重要なことである」 (Ebd.) とされる。

その際にシュミットは、人間は単に思考されたものを現実存在する実在として扱ってしまう傾向があると指摘する。擬制を適用する場合には、現実を考量するために、ある恣意的な、あるいは誤った仮定がなされるのであるが、そうで

あるからこそ、擬制という手段の恣意性に対して常に自覚的であり続けなければならない。しかしこうした状態は「魂の内に不愉快な緊張状態」をもたらすものであり、一般に人間は無意識裡にこの緊張状態を除去しようとする。すなわち人間には思考されたものと現実を同一視しようとする傾向がある。ファイヒンガーの次の一節を引用し、シュミットは擬制を適用することに伴うリスクを指摘する。「こうして明らかに、擬制はドグマとなる。つまり、へかのように（*beobachtet*）が〈何故なら（*weil*）となるのである（*Ebd.*）」。

シュミットはすでに『法律と判決』（一九二二年）において、ファイヒンガーの著作の成果は法学者にとって更なるアクチュアルな関心の対象となるのだと言及していた。ここでシュミットは、先に見た書評による次の言及と同様に、ファイヒンガーの擬制論は「法律の解釈にとつての根本的基準であり、裁判官の決定の正しさにとつては決定的」なものである。「法律の意志」を援用する学説に対して新たな展望を拓くものであると述べていた（*GU:25f. 35f.*）。「今や拡張解釈においても、類推適用においてさえも法律の意志が引き合いに出される。「これが法律の真の意志である」という文言により、解釈の結論が強化されるのである。〔中略〕これは解釈の結果を、これが法律の意志であるかのように考察するという方法である」（*JF:805*）。

以上のようにシュミットは、法学にとつての方法論としての擬制の有用性を評価しつつ、擬制を通じて思考されたものを实在するものとして捉えてしまう、すなわち誤解してしまうという人間の傾向性を指摘し、擬制の適用に伴う弊害について認識していたのである。

（四）擬制論に対するケルゼンの評価

ファイヒンガーの擬制論は、ケルゼンに対しても影響を与えていた。ケルゼン自身が後年、神学—法学並行論を方法

論として發達させる上で、ファイヒンガーの同著作、特にそこで展開された人格的擬制論から影響と刺激を受けたと記している。それによれば、「『国家概念と法概念に対する正当な認識論的観点に到達する上で——引用者』私に多くの啓発をもたらしたのは、ファイヒンガーの人格的擬制の分析（かのようにの哲学）であり、これによって他の諸学問においても法学と類似の事態が存在することに気がついた。すでに『主要問題』（初版）において私は、宇宙における神の人格化と国家における法の人格化をしばしば類比しており、『国家不法論』においては神学の問題と法学の問題（神義論と国家不法論）の並行化を創唱したが、ファイヒンガーの擬制論はこれに新たな刺激を与えた。一九一六年に公表した論文「法学は規範科学か文化科学か」、一九一九年に公表した論文「擬制の理論」と『主権の問題と国際法の理論』という著作において特に、こうした認識理論上の深化がすでに現れている」⁽⁴⁴⁾。

実際にケルゼンは一九一九年に、ファイヒンガーのこの著作に対する書評「擬制の理論について——ファイヒンガーの〈かのように〉の哲学を特に考慮に入れて」を著しており、一九二〇年代から擬制論に対して高い関心をもっていたことがわかる。

この書評においてケルゼンは、ファイヒンガーの擬制論について次のように述べ、一定の評価を与えている。「ファイヒンガーの〈かのように〉の哲学が法理論の擬制に対して適用され得ることが、いかに成果に富むものであるかということが純粹に示されなければならない」⁽⁴⁵⁾。このように法学方法論としての擬制の有用性を評価する点で、ケルゼンとシュミットは一致した見解をもっていた。ただしケルゼンは、ファイヒンガーの擬制論を次のように批判的に検討する。ケルゼンによれば、ファイヒンガーの定式化した擬制という方法の目的は「現実の認識」であり、「思考の偽造、矛盾、技巧、迂回、通過点という手段」により特徴付けられる⁽⁴⁶⁾。すなわちファイヒンガーは「擬制が貢献するものは、まさに現実の認識である」と捉え、「現実との矛盾」こそが擬制の中心的メルクマルであると論じた⁽⁴⁷⁾。これに対してケルゼンは、

法学は本質的に現実の認識を目的としないと述べた上で、次のように主張する。「擬制において現実的なものが主張されるならば（当然、現実との矛盾において）、現実に対する認識に関わらない学問領域においては、擬制は常にただ不十分で全く無益な、単に有害な逸脱でありうる」⁽⁴⁸⁾。

その上でケルゼンは次の点で一定の留保を付すならば、ファイヒンガーの擬制論は法学的認識にとり有益であると考えた。彼によれば、法学においては擬制を適用することで目指されるものは現実や「存在するもの」の認識ではなく、「当為に関わる」認識である。「ファイヒンガーは法学の真の本性を完全に自覚している！彼は繰り返し、法学は存在するもの（Seiendes）を認識すべきものではないことを強調した。〈これまで我々は、唯一現実的な科学的擬制として擬制のみを把握し、法学が存在についての真の学問ではなく、人間の、恣意的な制度についての学問であることを述べてきた〉（ケルゼンによる、ファイヒンガーの著作からの引用——引用者）。法学の認識は、当為（Sollen）に関わる」⁽⁴⁹⁾。ここでケルゼンは、法学を「人間の、恣意的な制度についての学問」と見做すファイヒンガーの理解については否定し、そのような学問は存在を対象とする社会学のような学問であって法学ではないと指摘するが、法学が存在を対象とする学問ではないという点には賛同する。以上のことからケルゼンは、「ファイヒンガーの擬制論に対する、全く本質的な修正」の必要性が生じると述べ、法学的認識の対象である「法や法秩序、法的当為」といった規範を認識するために擬制を適用する場合に限り、擬制は法学にとり有用であると結論付けた。すなわち「法の認識や法秩序の精神的克服を目的とする思考の擬制」こそが「法学における真の、すなわち認識理論的擬制」⁽⁵⁰⁾であり、そのような擬制の適用事例として法主体や法的性格、および主観的法の概念を挙げる。

したがってケルゼンは、擬制を適用する際に認識の対象とするものが何であるのかを基準として、擬制に対する評価を定めたと言える。すなわち法学が目的とする当為の認識のために擬制を適用することは有益であると論じ、こうした

留保を付しつつ、ファイヒンガーの擬制論を評価していた。

以上にみたように、シュミットとケルゼンはそれぞれファイヒンガーの著作に対して書評を著しており、一九一〇年代において共に法学方法論としての擬制論に高い関心をもっていた。両者が神学—法学並行論という独自の方法論を主題化するに至った背景には、ファイヒンガーの著作から示唆を得て展開された、擬制に対するそれぞれの解釈が存在したと考えられる。その擬制論において両者は共に、法学的方法としての擬制の有用性を認めるとともに、その無際限の適用に対しては批判的見解をもっていた。シュミットは擬制を通じて表象された事柄が現実と混同されうるといふ危険性を自覚し、擬制の適用に伴う弊害を認識していた。ただし、それにもかかわらずシュミットは擬制を通じて表象された事柄と現実とを不断に峻別するための方策については積極的に検討せず、その理論的克服を目指そうとする視点を欠いていた。他方でケルゼンは、そもそも擬制により認識可能であるものは現実ではないとする立場をとり、擬制を通じて表象されたものは現実とは異なると捉えていた。これを前提として、彼は一九二〇年代にはボルシェヴィズム批判や民主主義論において「人民の意志」「代表」「政治的統一」といった諸概念が擬制を通じて得られた観念であること、すなわち現実とは決して一致しないものであることを強調するのである。このように両者が神学—法学並行論および擬制論に対して共通する問題関心をもちながらも、相異なる視点を有していたことは、一九二〇年代に両者が対照的な民主主義論を展開するに至る最初の分岐点をなすものであった。

(1) 『政治神学』において提唱された政治神学的方法については、本稿第三章で詳しく検討する。

(2) シュミットの生い立ちと幼少期の過程環境については Mehning, *Carl Schmitt. Aufstieg und Fall*, München 2009, S. 18ff を参照。

(3) Mehning, aa.O., S. 26f. Neumann, *Carl Schmitt als Jurist*, Tübingen 2015, S. 5f.

- (4) フリードリヒ・ヴァン・カルカー（一八六四一九五七）の略歴についてはTB1:393を参照。
- (5) Mehring, aa.O., S. 36.
- (6) Mehring, aa.O., S. 38.
- (7) Ebd.
- (8) Mehring, aa.O., S. 21.
- (9) Mehring, aa.O., S. 25.
- (10) Mehring, aa.O., S. 42.
- (11) Mehring, aa.O., S. 57.
- (12) Mehring, aa.O., S. 38.
- (13) Mehring, aa.O., S. 57.
- (14) Mehring, aa.O., S. 59.
- (15) 日記帳編集者によると、本書が執筆された具体的な日付が書き留められた手記が、ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館に所蔵されたシュミットの遺稿の中に残されている。それによると、この著作の執筆は「一九一三年一月一日に開始され、一九一三年五月一〇日に完成した」（TB1:6）。
- (16) 『国家の価値と個人の意義』の構想が一九二二年十一月二八日、十二月二七日、二月二九日の日記帳に記されていることを言及した、日記帳編集者の序文（TB2:10）を参照。
- (17) 『国家の価値と個人の意義』におけるシュミットの理論的出発点が新カント派の二元論と同一であることを指摘する研究としては、以下の文献を参照されたい。Michele Nicoletti, „Die Ursprünge von Carl Schmitts „Politische Theologie“, in: *Complexio Oppositorum über Carl Schmitt*, Berlin 1988, S. 110.（高橋愛子訳「カール・シュミットの〈政治神学〉の根源」、初宿正典・古賀敬太編訳『カール・シュミットの遺産』風行社、一九九三年、一八頁。）佐野誠「神学と法学：マックス・ウェーバーとカール・シュミット」、『ナチス法の思想と現実』関西大学法学研究所研究叢書第三冊、一九八九年、一二七頁。長尾龍一「初期カール・シュミットにおける法・国家・個人：Der Wert des Staates und die Bedeutung des Einzelnen, 1914について」、『社会科学紀要』第二〇・二一号、東京大学教養学部、一九七一年、一八六―一八九頁。ただしシュミット

トは、存在と当為を峻別するカントの認識論を方法論上前提するものの、法と倫理を外面的立法と内面的立法とに区別し、法を外的強制手段として把握するカントの法学については否定的見解を示していた。すなわちシュミットは、法と倫理とは互いに異なる規範であり、どちらか一方に還元され、解消されるものではないことを強調し、カント法学に倣う新カント派法学者であるシュタムラー、ナトルプ、コーエンを批判した。

- (18) 『法律と判決』においてシュミットがすでに「決断」それ自体の価値を重視していたことについては、長尾前掲論文、一九五、一九六頁、また須貝脩一「カール・シュミットの法律学」、長尾久衛他『矢野勝久教授還暦記念論集 現代における法と行政』法律文化社、一九八一年、六八―七二頁を参照。

- (19) 岩崎卯一「カール・シュミットの主権論とその批判」、『関西大学法学論集』七卷六号、関西大学法学会、一九五八年、五四六頁。また、新田邦夫「カール・シュミットの政治理論(一)」、『国家学会雑誌』第八四卷第三・四号、東京大学、一九七一年、一三六―一三七頁。

- (20) 新田、前掲一三七頁。

- (21) Franz Weyr, „Besprechung der Schrift „Der Wert des Staates“, in: *Österreichische Zeitschrift für Öffentliches Recht*, 1. Jahrg., Heft 3/4, Wien 1914, S. 578-581.

- (22) Mehring, *Carl Schmitt: Aufstieg und Fall*, S. 65.

- (23) Ebd.

- (24) Nicoletti, aa.O., S. 110. ニコレッティによると、「現実の二元論的把握を主張すること」と「二元論の兩岸の間に一つの「橋」、一つの「媒介」を見出すこと」という「二重の関心」はシュミットの作品全体に見られるが、これは初期の著作に特に顕著であった。また、シュミットの初期著作がいずれも、存在と当為、事実と規範、外面と内面、形式と内容、彼岸と此岸の峻別という新カント派的二元論から出発しつつも、その両極を架橋する「媒介」を探究しようとしたものであったと指摘する研究としては、佐野前掲論文「神学と法学」、一二七頁を参照。また、ニコレッティは、シュミットの博士号請求論文である『法律と判決』において司法上の実践における一般的規範と特殊な現実との間の亀裂が意識され、この亀裂を架橋しようとする試みとして決断の意義が示されていると論じる。ここでは、裁判官の決断が存在と当為、規範と現実の間の媒介をなすものとして考えられていると云う (Nicoletti, aa.O., S. 112-114.)。

- (25) Nicoletti, aa.O. S. 110. 佐野前掲論文「神学と法学」、一一五頁を参照。
- (26) Nicoletti, ebd. 佐野前掲論文「神学と法学」、一二七頁を参照。ここで指摘されるように『国家の価値と個人の意義』における二元論は、三元論を媒介し克服することを重視する点で、新カント学派における二元論と同一視することはできない。したがって、「本書的方法的基礎をなすもの」は新カント主義であり、その二元論は「ケルゼンを思わせ」、「さまざまな「ケルゼンの」帰結をもたらす」こと（長尾前掲論文「初期カール・シュミットにおける法・国家・個人」、一八六―一八七、一八九頁）は、本書においてシュミットが意図したものではなかった。そうではなくこの著作は、本来克服されえない深淵に隔てられた法規範の世界と現実の世界とを、それにも拘らず媒介しようとする理論的試みであった。
- (27) Nicoletti, ebd. 佐野前掲論文「神学と法学」、一一五頁を参照。
- (28) この論文の解説としては佐野前掲論文「神学と法学」、また邦訳者による「序」（佐野誠訳「教会の可視性…スコラ哲学的一考察」『浜松医科大学紀要』第七号、一九九三年、九三―九四頁）を参照。この論文が掲載されたカトリック系雑誌『シンマ』の第二号には、『国家の価値と個人の意義』第一章「法と権力」が転載されていた。この雑誌に掲載されたもう一本の論文「プリブンケン」の解説としては、佐野誠『近代啓蒙批判とナチズムの病理』創文社、二〇〇三年、二四―四八頁を参照。
- (29) 邦訳者は、「人間の原罪を通じて世界へと入ってきた」(SK:16 邦訳九九頁)という記述に対して、「シュミットは二元論を人間の罪の結果と見做し、全く評価していない」(邦訳、一〇三頁)との注釈を付しているが、シュミットはこの論文で、二元論について「偉大なものの称号に値する世界史唯一の革命」であった「キリスト教導入以来世界を支配する」ものであると説明していることから、一概に全く評価していないと言うことはできないだろう。
- (30) この「可視的教会」は現実存在する教会、すなわちシュミットにとってはローマ・カトリック教会とは区別されるものである (SK:17)。彼によると、「可視的教会」は「罪に汚れた具体的で、単なる歴史的―事実的な教会に対する抗議さえ有している。」(Ebd.)。「政治的に教会の役割を演じる何らかの歴史的事実、すなわち周知の意味において「公的 (öffentlich)」な」教会が、公的であるにも拘らず可視的教会と一致しないということがあり得る」(Ebd.)。ただしシュミットによれば、この「可視的教会」と経験的に存在する教会の区別は、人間の原罪により失われうる。「人間の原罪は、法と権力とのぞつとするような矛盾を通じて、教会の可視性が即物的意味において何か不可視のものでありえ、真の教会の可視性と単なる

事実的具体性の区別が必然的となることを成し遂げた。「個々の瞬間において教会を代表する権力もつ個々の人格や処置は、可視的教会と同一ではない。さもなければ、権力、単なる事実的なものは、再び法になるだろうし、原罪とそのあらゆる帰結が世界から消えたという罪深い主張がなされるだろう。」(Ebd.)。

- (31) このような理念的国家は、現実存在する諸国家に対して「抽象概念としてではなく、その意味としての関係にある」。シュミットによれば、理念的国家の観念なしには、現実存在する国家は「ただの不正で非合理的暴力的権力」であり、「権力は「意志」である」と誤って言われうる。「理念的国家」の観念なしには、現実存在する国家においては「恐怖政治(Terrorismus)」、すなわち「それに我々は慣れており、そこから利益を得ることを知っている者もいる」ような政治が行われる(WS45)。それゆえ現実存在する国家の正統性は、「理念的国家に対する問いのもと、永続的な経験との比較」を通じて問われなければならない(WS49)。つまり理念的国家の考察をもとに、それとの比較を通じて、現実存在する国家の正統性が測られなければならないのだとされる。具体的には、理念的国家は「法の最初の奉仕者」であるから、現実存在する国家は「抽象的思想としての法」を媒介し実現するという課題をどれほど充分に果たし得たかによってその正統性が測られる。

- (32) 和仁によれば、シュミットの思考の底流には「きわめて尖鋭な、自己と他者との間の媒介の可能性を否定した、この意味で唯我主義に境を接する『個人主義』が存在」し、その立脚点は「特殊近代的個人主義」「無政治的個人主義」であった(和仁陽、『教会・公法学・国家 初期カール・シュミットの公法学』、東京大学出版会、一九九〇年、二二―二二頁)。しかし本書『国家の価値と個人の意義』において「反個人主義」は、個人や個性の価値の否定という反自由主義的な意味において用いられている。この点についてメーリングは、シュミットが「共同の政治的自己決定を論ずる」「共和主義的(republikanisch)な著述家の系列」に属す思想家であると捉え(Mehring, *Carl Schmitt zur Einführung*, Hamburg 2011, S. 147)、「個人の自由の哲学的主体的創設を基礎づける」「一人称視点(Ich-Perspektive)」をもたず常に「三人称視点(Wir-Perspektive)」から思考したのだ、と論じる(Mehring, a.o., S. 11)。

- (33) 和仁、前掲書、二二九頁を参照。

- (34) Volker Neumann, „Theologie als staatsrechtswissenschaftliches Argument: Hans Kelsen und Carl Schmitt“, in: *Der Staat*, Bd. 47, Heft 2, Ernst – Wolfgang Bockenferde, Armin von Bogdandy und Winfried Brugger u.a. (Hrsg.), Berlin

2008, S. 163-186. 近年公刊されたケルゼン全集の編集者によるコメントールにおいても、初期ケルゼンにおける神学—法学並行論が言及されている。それによれば「国家不法論」においてケルゼンは、「神義論と国家不法との間に存在するトートロジー的な構想のアナロジーを描いた」。ケルゼンはこの論文において「初めて、神学の特定の問題状況と法学のそれとの間の並行性を確立した」のだとされる（*Veröffentliche Schriften 1911-1917 (Hans Kelsen Werke, Bd.3)*, Matthias Jestaedt (Hrsg.), in Kooperation mit Hans Kelsen Institut, Tübingen 2010, S. 740.)。

- (35) Neumann, aa.O., S. 165f.
- (36) Neumann, aa.O., S. 167f.
- (37) Neumann, aa.O., S. 171f.
- (38) Neumann, aa.O., S. 172.
- (39) Neumann, aa.O., S. 172f.
- (40) Neumann, aa.O., S. 173f.
- (41) Neumann, aa.O., S. 180.
- (42) Neumann, aa.O., S. 175.
- (43) Neumann, aa.O., S. 186.
- (44) Hans Kelsen, „Vorrede zur zweiten Auflage“, *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, zweite, photo-mechanisch gedruckte, um eine Vorrede vermehrte Auflage, Tübingen 1923, S. XVII. (長尾龍一訳「『国法学の主要問題』(第二版)序文」, 新正幸・今井弘道・竹下賢・長尾龍一・森田寛二訳『ハンス・ケルゼン著作集IV 法学論』慈学社、二〇〇九年、一二五頁。)
- (45) Hans Kelsen, „Zur Theorie der juristischen Fiktionen. Mit besonderer Berücksichtigung von Valingers Philosophie des Als Ob“, *Veröffentliche Schriften 1918-1920 (Hans Kelsen Werke, Bd.4)*, Tübingen 2013, S. 213.
- (46) Kelsen, aa.O., S. 211.
- (47) Kelsen, aa.O., S. 211f.
- (48) Ebd.

- (49) Ebd.
(50) Kelsen, aa.O., S. 212f.